

第4期羽曳野市障害者計画
第6期羽曳野市障害福祉計画
第2期羽曳野市障害児福祉計画
(案)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
1 人口の動向	5
2 障害のある人の動向	5
3 アンケート調査等結果からみる動向	10
4 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況	27
5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画のサービス等の見込量と実績	29
第3章 計画の基本的な考え方（第4期障害者計画）	40
1 基本理念	40
2 基本原則	41
3 基本目標と施策体系	42
4 施策の体系	43
第4章 施策の展開	44
基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備	44
基本目標2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実	53
基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進	61
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方 （第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）	72
1 基本的視点	72
2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し	73
3 障害福祉計画における成果目標	75
4 障害児福祉計画における成果目標	84
5 活動指標の算定方法	86
第6章 障害福祉サービス等の推進	87
1 障害福祉サービス	88
2 障害児支援	100
3 地域生活支援事業	105
第7章 計画の推進体制の確立	113
1 庁内連携・関係機関との連携・協力	113
2 地域連携の強化	113
3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立	114
資料編	115

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の障害者施策の動向

近年、わが国においては少子高齢化が進展し、障害のある人やその介助者が高齢になるとともに、障害の重度・重複化や多様化の傾向がみられます。

一方で、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障害のある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

国では、平成26年(2014年)に、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定した、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。これに基づき、障害のある人の身体的自由や表現の自由、教育や労働等の権利の促進等の取り組みの強化が進んでいます。

障害者施策については、共生社会の実現が明記された平成23年(2011年)の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24年(2012年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」という。)の施行、平成26年(2014年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の施行後、見直しが行われて平成28年(2016年)には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられています(平成30年(2018年)4月施行)。さらに障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)が施行されました。この法律では、行政や民間事業者に対して障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止するほかに、障害のある人から社会的障壁の除去の意思表示があった際に、過重な負担にならないときは必要かつ合理的な配慮をするように努めなくてはならないと定められています。あわせて、「障害者」を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、単に心身機能の障害だけでなく、社会的障壁があわさることで制限を受けているという障害の「社会モデル」の考えが取り入れられています。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」など、障害のある人の社会参加に関する法律も整備が進んでいます。

(2) 本市の取り組みと計画策定の趣旨

本市では、平成30年(2018年)3月に、「第3期障害者計画(後期計画)、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、「共生社会」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の実現に向けて取り組むとともに、障害福祉施策では、障害のある人のニーズに対応し、障害のある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取り組みを推進しています。

また、ろう者が日常生活や社会生活において、手話を通じて必要な情報を取得し、十分な意思疎通を図ることができ、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指すため、「羽曳野市手話言語条例」を制定し、平成31年(2019年)4月より施行しています。

この計画が令和2年度(2020年度)末をもって終了することから、障害のある人の地域生活の支援や共生社会づくりに向けた目標も含め、本市におけるサービス基盤の一層の充実に向け、その取組方向を定める計画として「第4期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

本計画は、障害のある人が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・相談・就労・社会参加・障害福祉サービスの充実など、ライフステージに応じた施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的としています。また、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和5年度(2023年度)末の数値目標(成果目標)を設定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めます。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

「第4期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

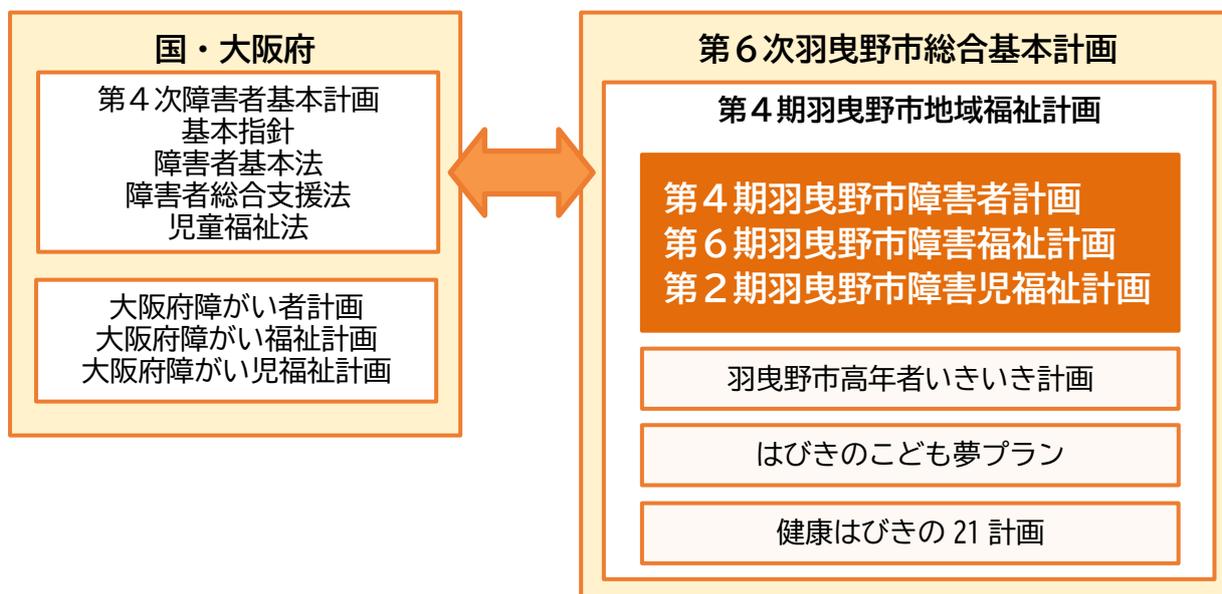
同時に、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第6期羽曳野市障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第2期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条の20)
国	障害者基本計画(第4次) (平成30~令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
大阪府	第5次 大阪府障がい者計画 (令和3~8年度)	第6期 大阪府障がい福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 大阪府障がい児福祉計画 (令和3~5年度)
羽曳野市	第4期 羽曳野市障害者計画 (令和3~8年度)	第6期 羽曳野市障害福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 羽曳野市障害児福祉計画 (令和3~5年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」、大阪府の「大阪府障がい者計画」や「大阪府障がい福祉計画及び大阪府障がい児福祉計画」との整合を図っています。

また、本市のまちづくりの方針である「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「第4期羽曳野市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「羽曳野市高齢者いきいき計画」、「はびきのこども夢プラン」、「健康はびきの21計画」と相互に連携を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第3期羽曳野市障害者計画 (平成27年度～令和2年度)			第4期羽曳野市障害者計画 (令和3年度～令和8年度)					
第5期羽曳野市障害福祉計画 及び 第1期羽曳野市障害児福祉計画			第6期羽曳野市障害福祉計画 及び 第2期羽曳野市障害児福祉計画			第7期羽曳野市障害福祉計画 及び 第3期羽曳野市障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定しました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたり、障害のある人、関係団体、事業者を対象にアンケートを実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の素案を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。(今後予定)

(4) 大阪府・関係機関との連携

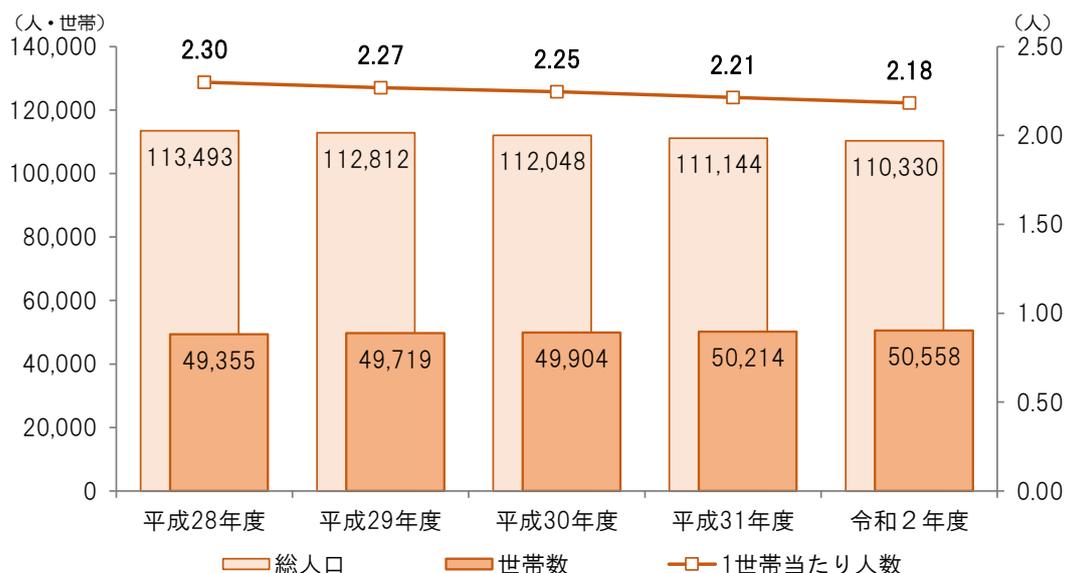
本計画の策定にあたっては、大阪府提示指標等の数値など、大阪府が提示した資料を活用し、必要に応じて連携をとりながら策定作業を行いました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 人口の動向

総人口の推移をみると、令和2年度（2020年度）は110,330人となっており、平成28年度（2016年度）以降、減少傾向が続いています。

世帯数の推移をみると、令和2年度（2020年度）は50,558世帯となっており、平成28年度（2016年度）以降、微増傾向にある一方で、1世帯当たり人数は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

2 障害のある人の動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度（2016年度）以降、年々減少しています。

一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度（2016年度）以降、増加傾向となっています。

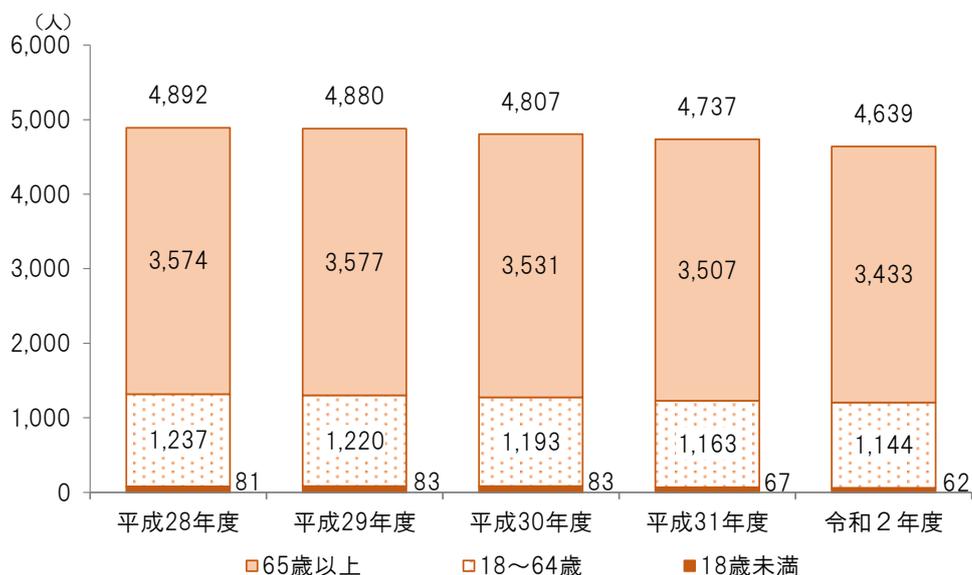
	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
身体障害者手帳	4,892	4,880	4,807	4,737	4,639
療育手帳	918	960	997	1,039	1,082
精神障害者保健福祉手帳	791	848	896	956	1,036
合計	6,601	6,688	6,700	6,732	6,757

資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

(2) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）

① 年齢別身体障害者手帳所持者

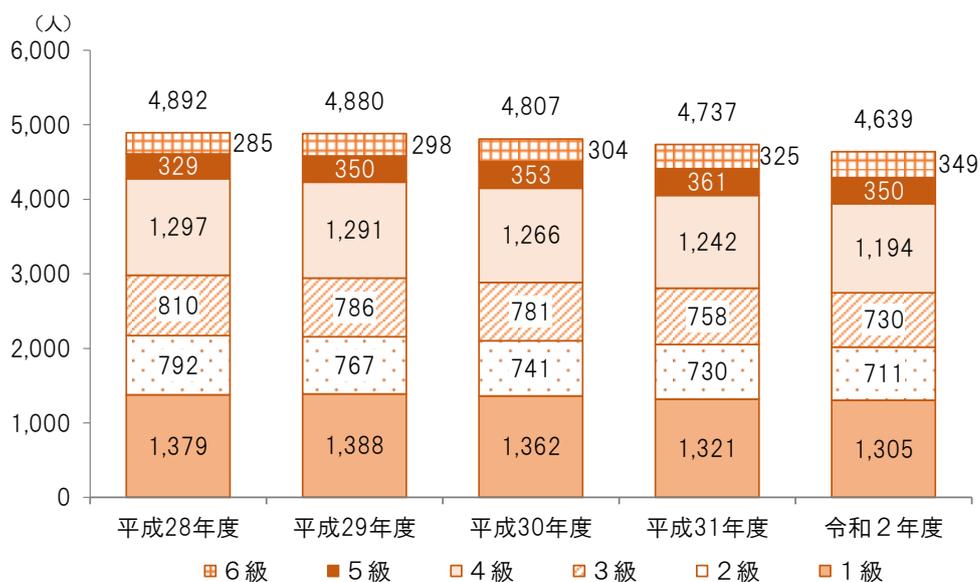
令和2年度（2020年度）の年齢別身体障害者手帳所持者は、18歳未満が62人、18～64歳が1,144人、65歳以上が3,433人と、大半が65歳以上となっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

② 等級別身体障害者手帳所持者

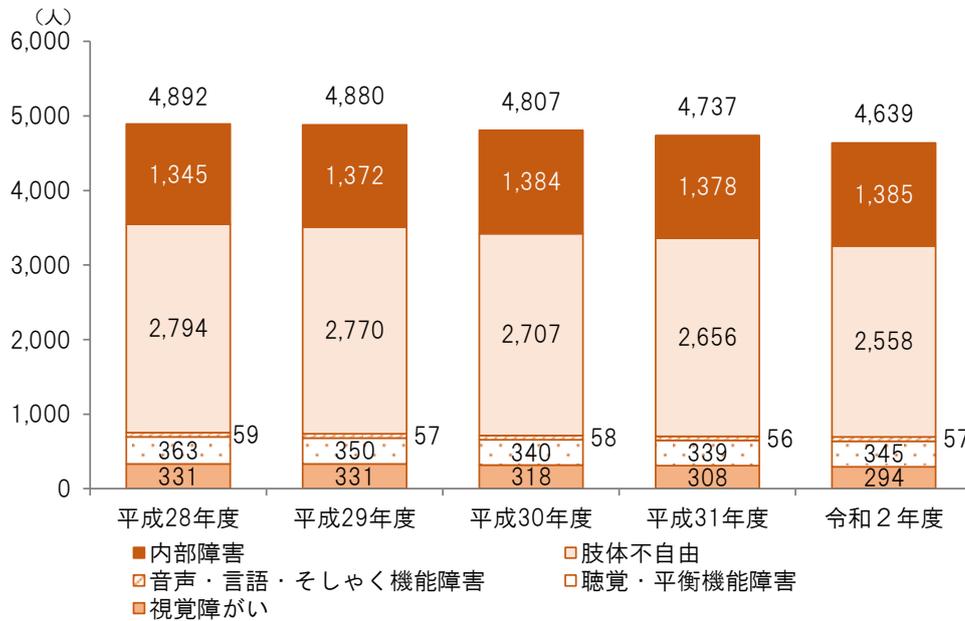
令和2年度（2020年度）の等級別身体障害者手帳所持者は、重度（1・2級）が2,016人、中度（3・4級）が1,924人、軽度（5・6級）が699人と、重度（1・2級）・中度（3・4級）が多くなっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

③ 障害種別身体障害者手帳所持者

令和2年度（2020年度）の障害種別身体障害者手帳所持者は、視覚障害が294人、聴覚・平衡機能障害が345人、音声・言語・そしゃく機能障害が57人、肢体不自由が2,558人、内部障害が1,385人となっており、肢体不自由・内部障害が多くなっています。

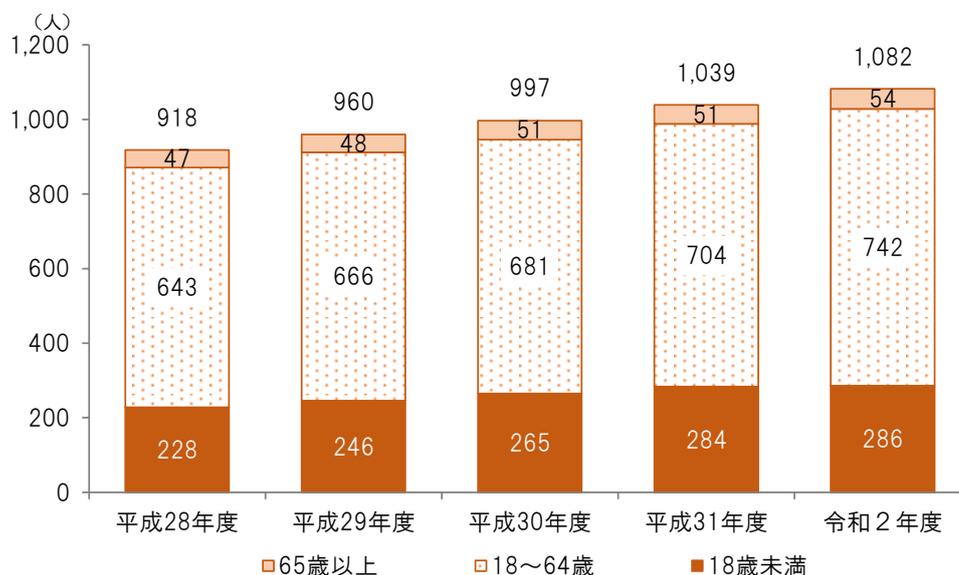


資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

(3) 知的障害のある人（療育手帳所持者）

① 年齢別療育手帳所持者

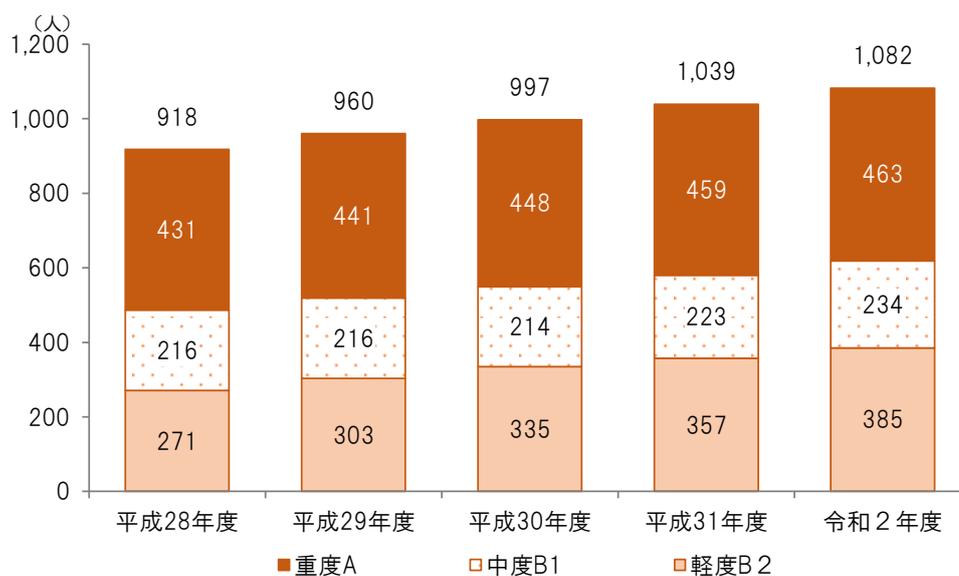
令和2年度（2020年度）の年齢別療育手帳所持者は、18歳未満が286人、18～64歳が742人、65歳以上が54人と、大半が18～64歳となっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

② 程度別療育手帳所持者

令和2年度（2020年度）の程度別療育手帳所持者は、重度Aが463人、中度B1が234人、軽度B2が385人と、重度Aが多くなっています。平成28年度（2016年度）以降をみると、軽度B2が増加しています。

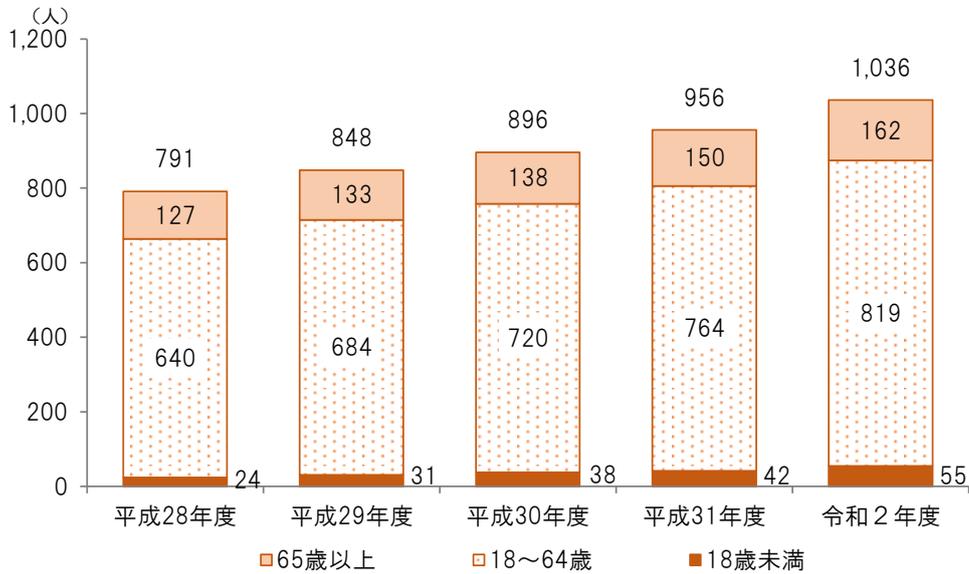


資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

(4) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者

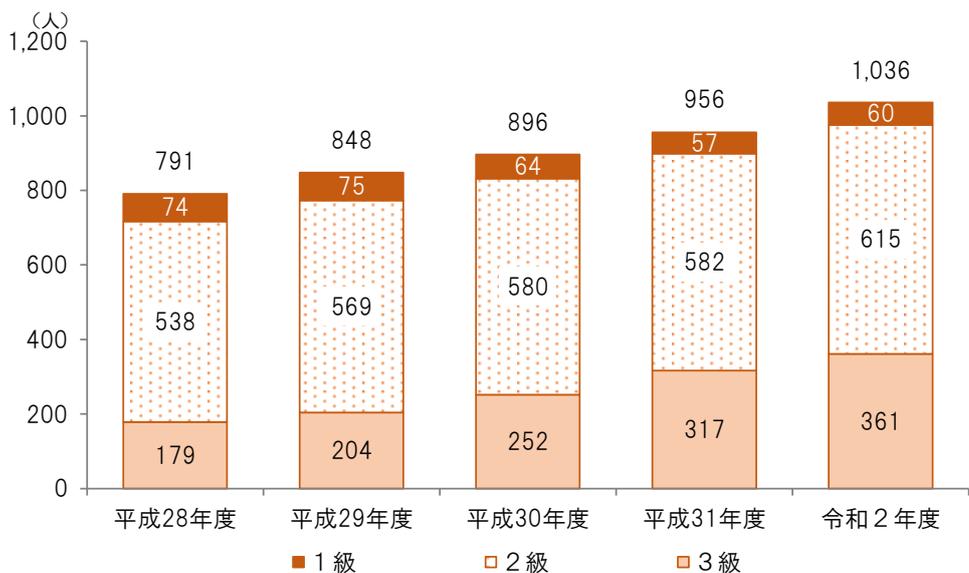
令和2年度（2020年度）の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者は、18歳未満が55人、18～64歳が819人、65歳以上が162人と、大半が18～64歳となっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者

令和2年度（2020年度）の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が60人、2級が615人、3級が361人と、2級が多くなっています。平成28年度（2016年度）以降をみると、2級と3級で増加しています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

3 アンケート調査等結果からみる動向

本計画を策定するための基礎資料として、障害のある人の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、障害者福祉に対する関心等を把握することを目的として、障害のある人や市内の団体・事業所を対象にアンケートを実施しました。

・調査対象

- ①障害のある人に対するアンケート調査：市内にお住まいの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者等から無作為抽出
- ②関係団体アンケート調査：市内の障害者団体等
- ③事業者アンケート調査：市内の障害福祉サービス提供事業者

・調査方法：郵便及び電子メール

・調査時期：令和2年（2020年）9月～10月

・回収状況：

	発送数	回収数	回収率（%）
①障害のある人に対するアンケート調査	2,956	1,979	66.9
18歳以上	2,450	1,660	67.8
18歳未満	506	319	63.0
②関係団体調査	6	2	33.3
③事業者実態調査	60	32	53.3

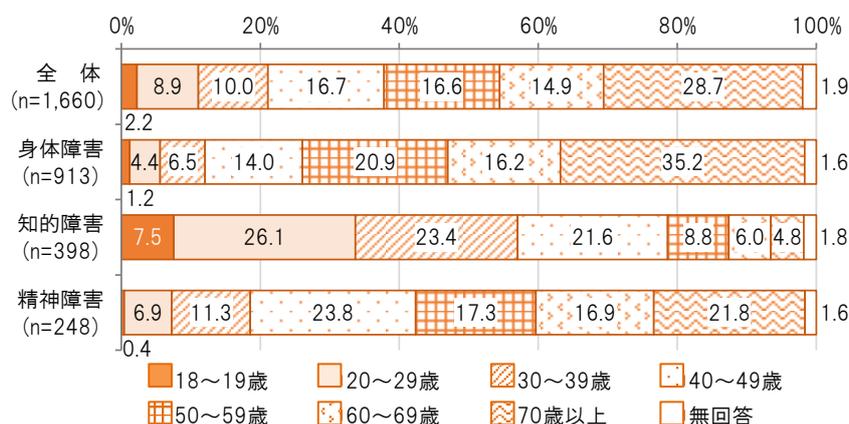
（1）障害のある人に対するアンケート調査結果

① 回答者の年齢（18歳以上）

18歳以上全体では、「70歳以上」が3割近くを占めています。

障害種別で見ると、身体障害のある人では「70歳以上」が3割以上と最も高く、『60歳以上』が半数を占めているのに対し、知的障害のある人では「20～29歳」が最も高く、『30歳未満』が3割以上を占めており、精神障害のある人では「40～49歳」が2割以上と最も高く、『40～50代』が4割以上を占めています。

■回答者の年齢（18歳以上）



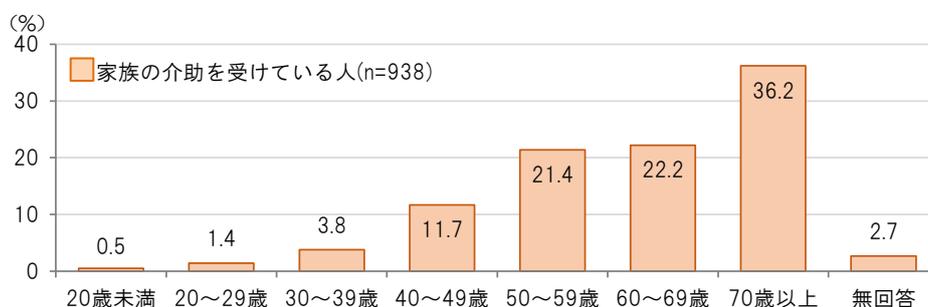
② 介助者について

介助者の年齢は「70 歳以上」が最も高く、介助者の高齢化がうかがえる結果となっています。

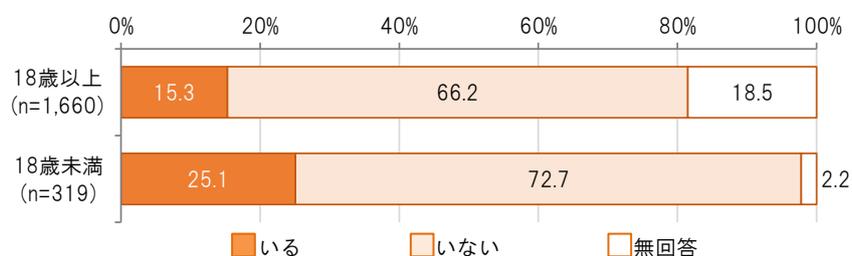
同居家族の中で、本人以外に介助が必要な人が「いる」割合は、18 歳以上では 15.3%、18 歳未満では 25.1%と、2 人以上の介助をしている家庭が多くあることが分かります。

主な介助者が今後の生活において不安に感じていることでは、「自分の身体機能等の低下により、本人を介助・支援できなくなること」が4割を超えて最も高く、次いで「グループホームなど本人が自立して生活できる場が見つかるか」、「経済的に今の生活を続けられるか」の順となっており、介助者の高齢化や不在になった後を不安に感じている人が多くなっています。

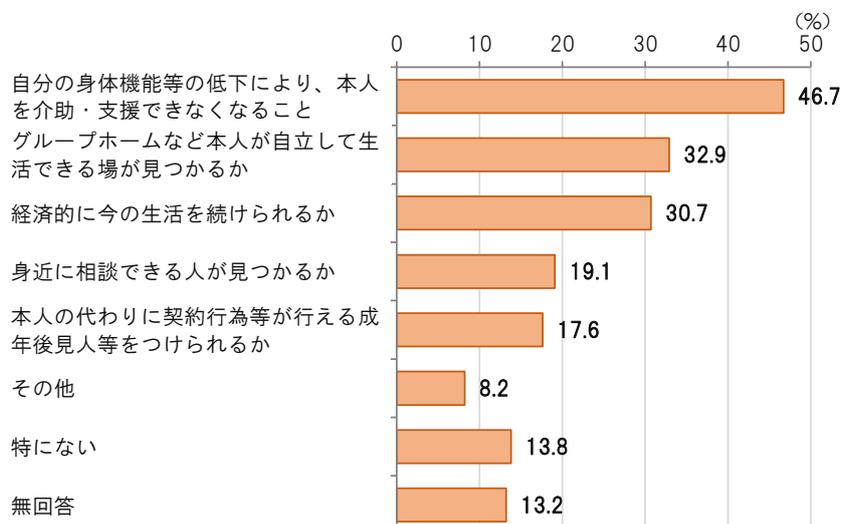
■介助者の年齢（18 歳以上）



■同居家族の中で、本人以外に介助が必要な人の有無



■主な介助者の、今後の生活においての不安（18 歳未満）

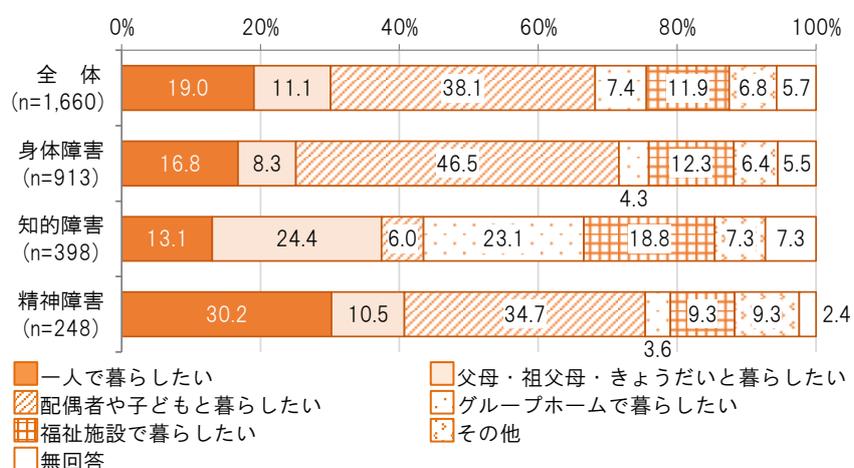


③ 将来の暮らしについて

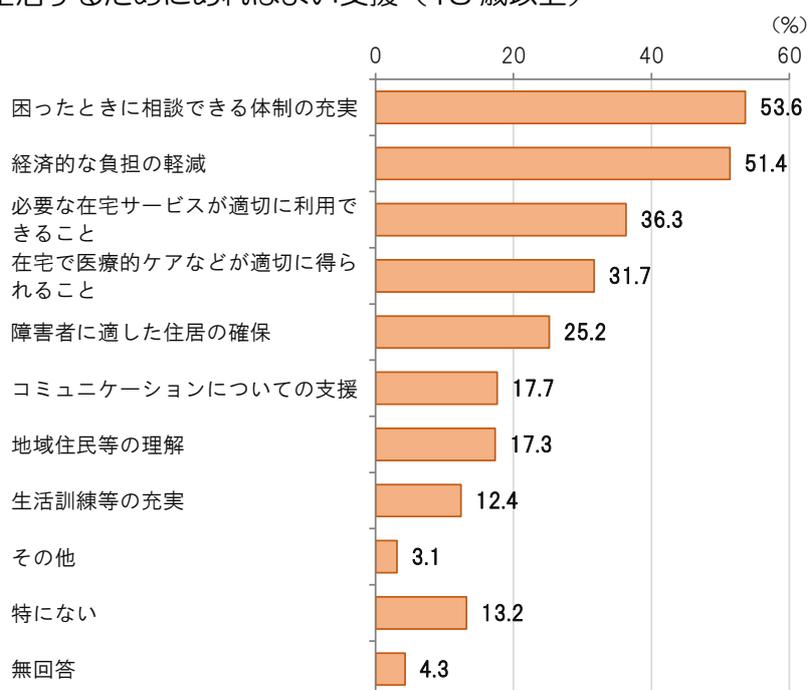
将来の暮らしの希望は、「配偶者や子どもと暮らしたい」が4割近くと最も高く、「父母・祖父母・きょうだいと暮らしたい」と合わせると半数近くを占めています。また、知的障害のある人では「グループホームで暮らしたい」、精神障害のある人では「一人で暮らしたい」がやや高くなっています。

地域で生活するためにあればよい支援では、「困ったときに相談できる体制の充実」と「経済的な負担の軽減」が高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」や「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」の順となっています。

■将来の暮らしの希望（18歳以上）



■地域で生活するためにあればよい支援（18歳以上）

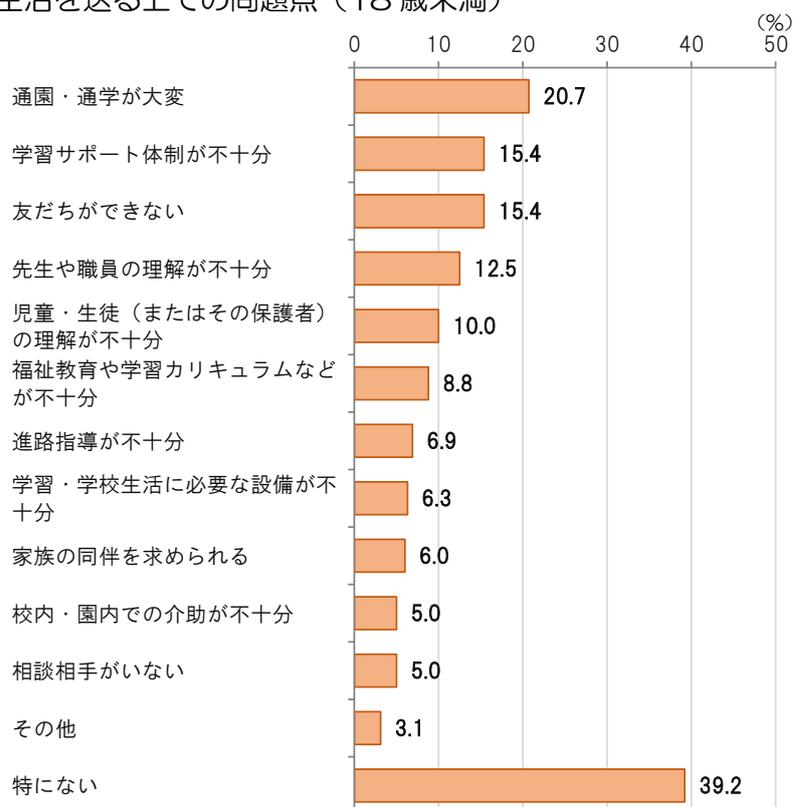


④ 通園・通学について

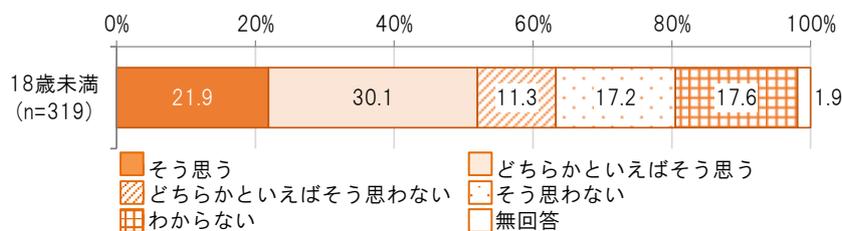
18歳未満の障害のある児童の園・学校生活を送る上での問題点は、「通園・通学が大変」が約2割を占めて高く、次いで「学習サポート体制が不十分」や「友だちができない」が高くなっています。

また、“障害等の有無に関わらず、できるだけ同じ学校で教育を受ける方がよい”という意見については、肯定的な意見（そう思う＋どちらかといえばそう思う）が半数以上となっています。

■ 園・学校生活を送る上での問題点（18歳未満）

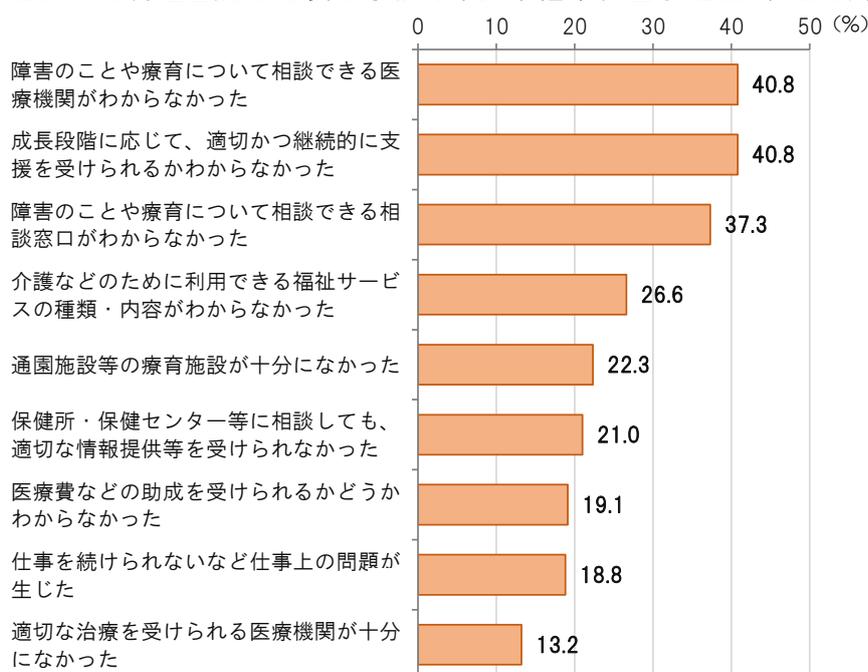


■ “障害等の有無に関わらず、できるだけ同じ学校で教育を受ける方がよい”という意見について（18歳未満）



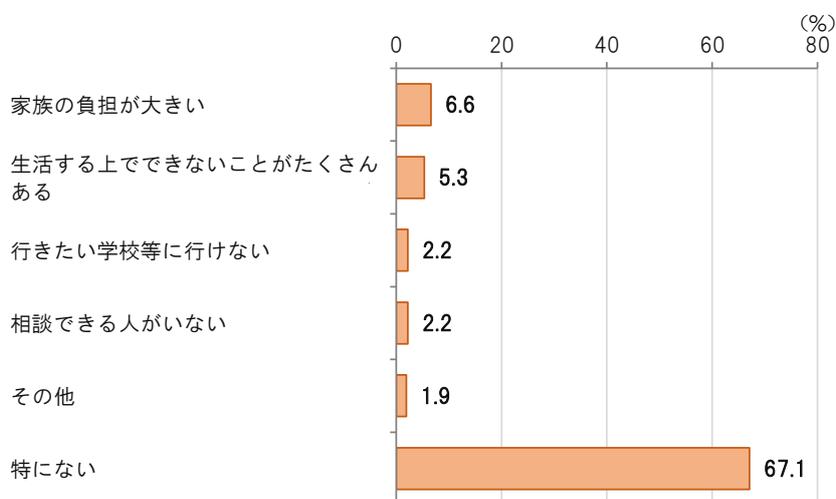
18歳未満の障害のある人で、障害等について判定を受けた頃の家族の不安や悩み、困りごとは、「障害のことや療育について相談できる医療機関がわからなかった」及び「成長段階に応じて、適切かつ継続的に支援を受けられるかわからなかった」がともに約4割を占めて多くなっています。

■障害等について判定を受けた頃の家族の不安や悩み、困りごと（18歳未満）



18歳未満の障害のある人で、医療的ケアが必要なため困ったことは、「特にない」を除くと、「家族の負担が大きい」や「生活する上でできないことがたくさんある」の回答がやや多くなっており、今後、医療的ケアに対応した支援の充実が求められています。

■医療的ケアが必要なため困ったこと（18歳未満）

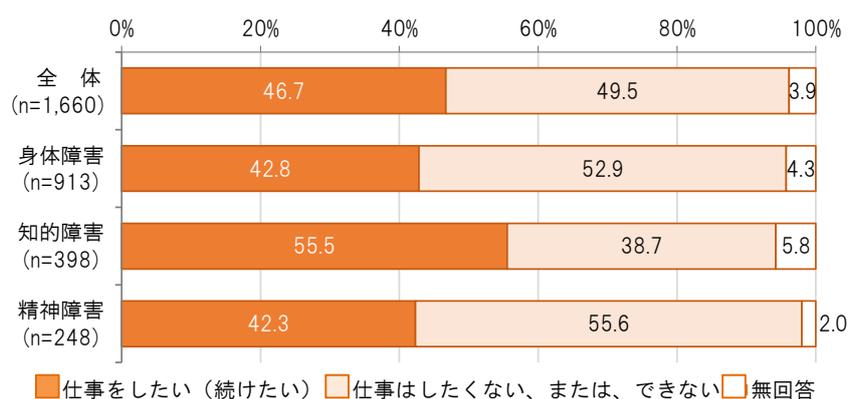


⑤ 就労について

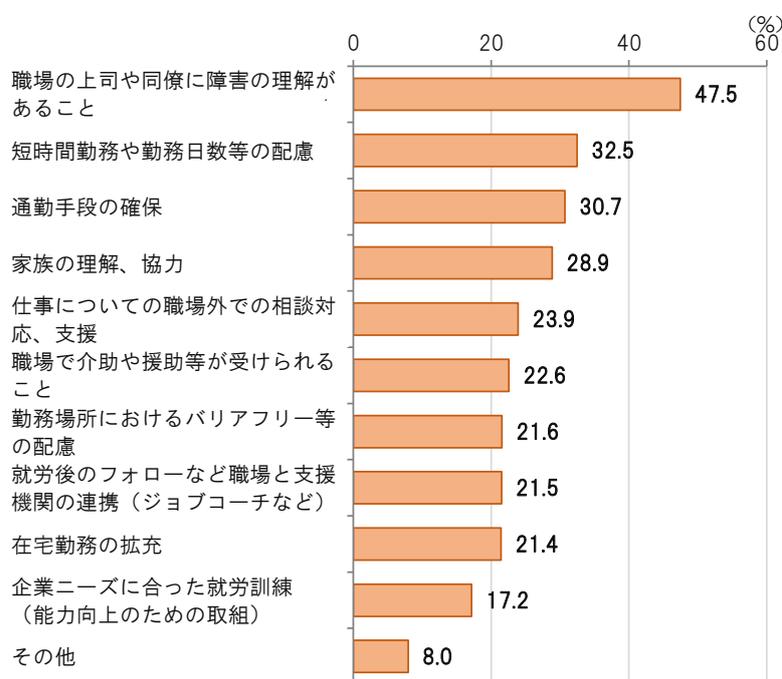
18歳以上の障害のある人の就労意向は、「仕事をしたい（続けたい）」が4割以上を占めており、知的障害のある人ではやや高くなっています。

また、障害者の就労支援として必要なことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が半数近くを占めて最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」の順となっており、周囲の理解や柔軟な働き方を望む人が多くなっています。

■今後の就労（継続）意向（18歳以上）

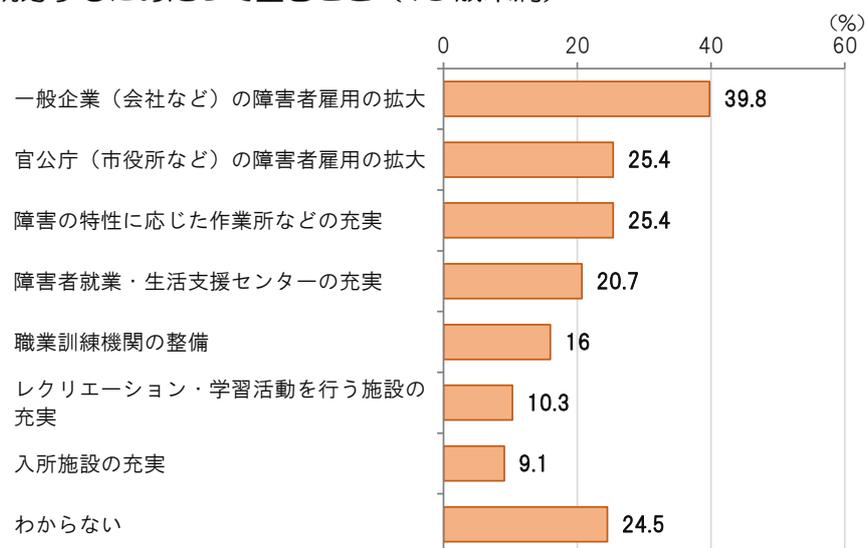


■障害者の就労支援として必要なこと（18歳以上）



18歳未満の将来就労するにあたって望むことは、「一般企業（会社など）の障害者雇用の拡大」が約4割を占めて最も高く、次いで「官公庁（市役所など）の障害者雇用の拡大」、「障害の特性に応じた作業所などの充実」となっており、障害者雇用枠の拡大を望む人が多くなっています。

■将来就労するにあたって望むこと（18歳未満）

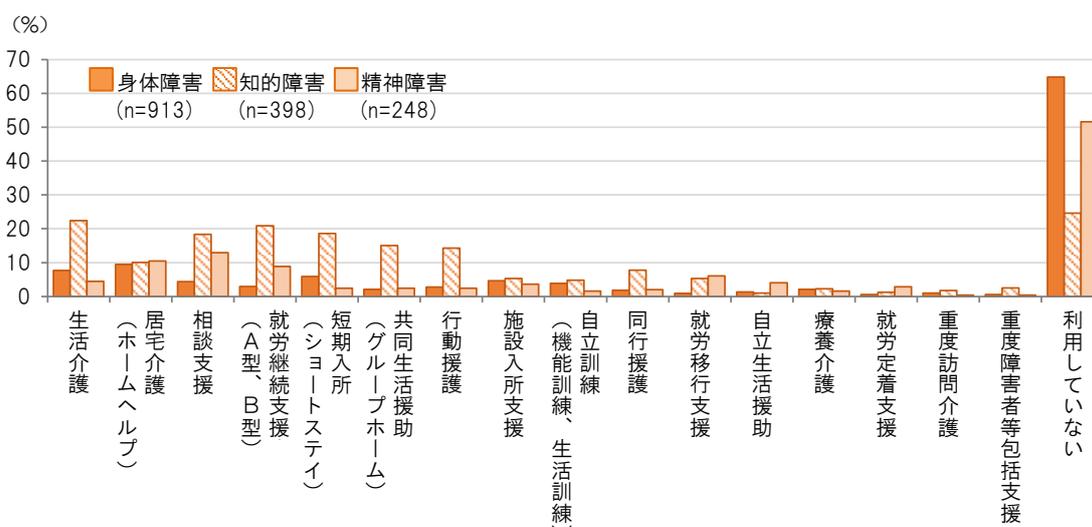


⑥ 福祉サービスについて

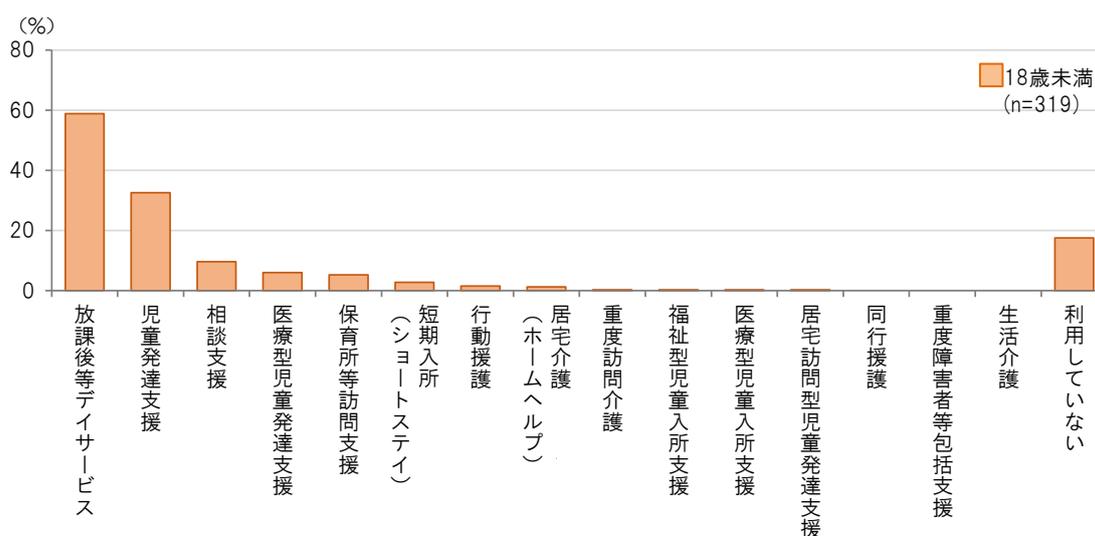
1年以内に利用したことのある福祉サービスについては、18歳以上では「利用していない」が最も多くなっています。利用されているサービスでは、知的障害のある人の利用が高く、特に、「生活介護」や「相談支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「短期入所」、「共同生活援助」、「行動援護」で高くなっています。

18歳未満では、「放課後等デイサービス」が最も高く、次いで「児童発達支援」、「相談支援」の順となっています。

■ 1年以内に利用したことのあるサービス（18歳以上）



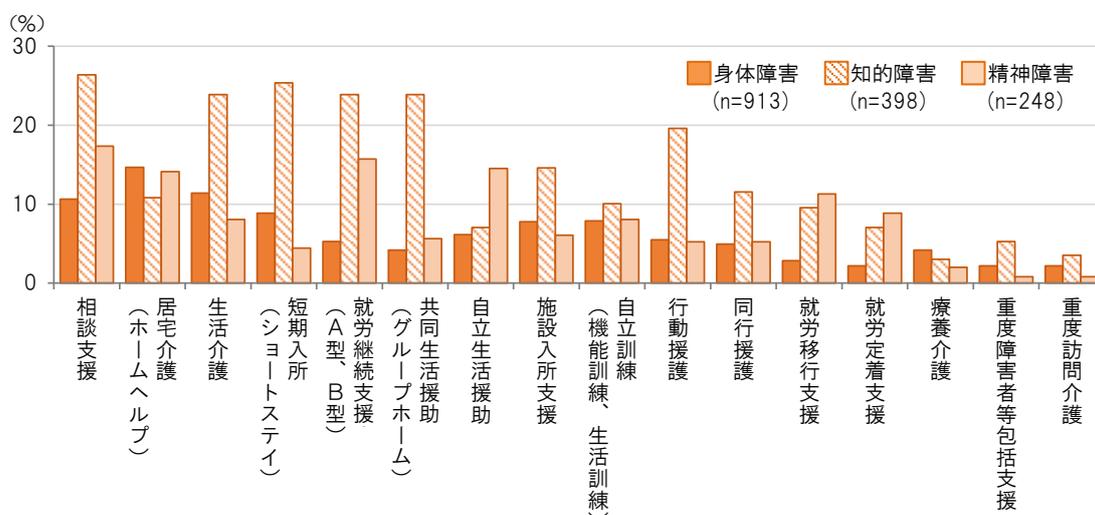
■ 1年以内に利用したことのあるサービス（18歳未満）



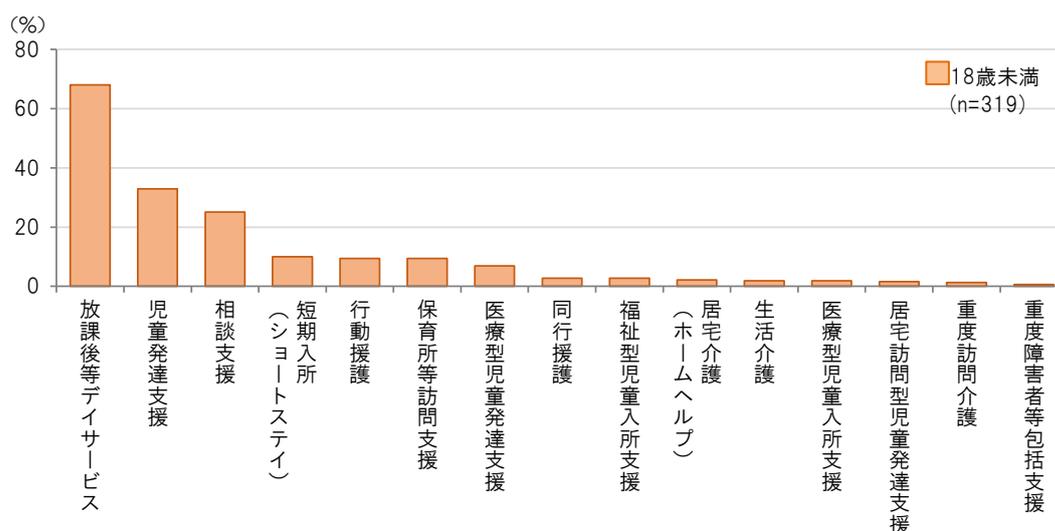
今後利用したい福祉サービスについては、18歳以上では、知的障害のある人のニーズが高くなっています。特に、「相談支援」や「生活介護」、「短期入所」、「就労継続支援（A型、B型）」、「共同生活援助」、「行動援護」で高くなっています。また、知的障害や精神障害のある人では「就労継続支援」や「就労移行支援」、「就労定着支援」などの就労に関するサービスの利用意向が高くなっています。

18歳未満では、「放課後等デイサービス」が最も高く、次いで「児童発達支援」、「相談支援」の順となっています。

■今後利用したい福祉サービス（18歳以上）

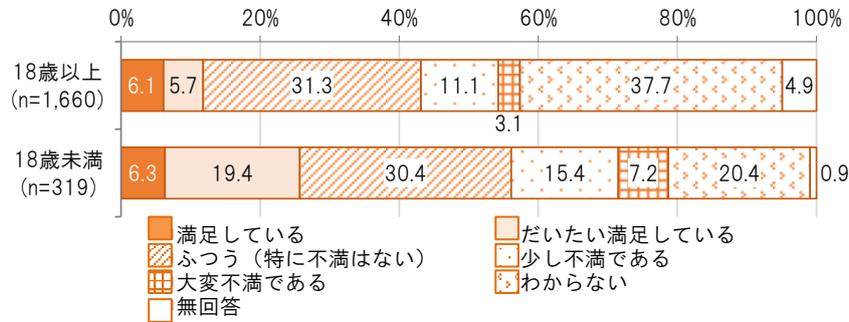


■今後利用したい福祉サービス（18歳未満）



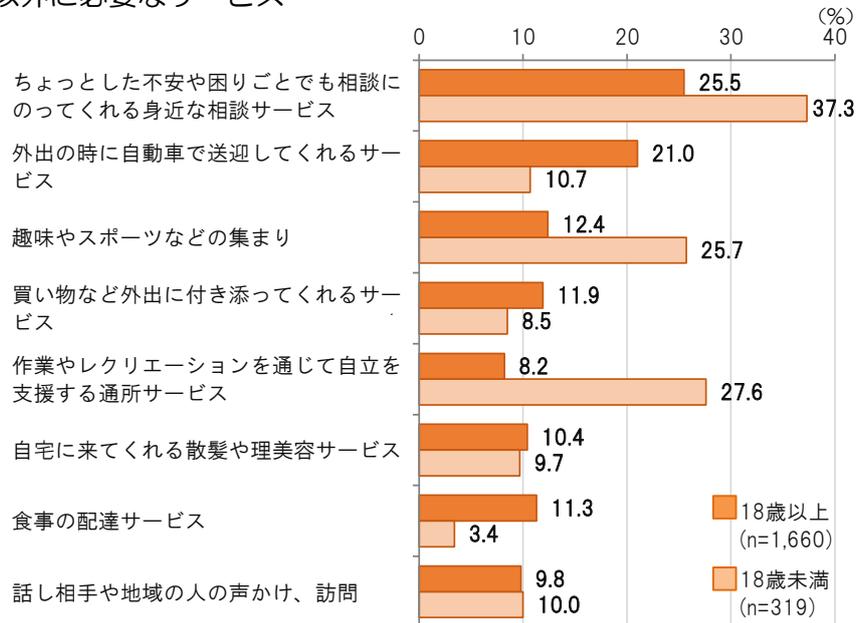
羽曳野市の障害福祉サービスに対する満足度では、『満足』（「満足している」＋「だいたい満足している」）が、18歳以上で11.8%、18歳未満で25.7%となっています。

■羽曳野市の障害福祉サービスに対する満足度



障害福祉サービス以外に必要なことについては、18歳以上・18歳未満ともに、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が最も高く、次いで、18歳以上では「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」、18歳未満では「作業やレクリエーションを通じて自立を支援する通所サービス」や「趣味やスポーツなどの集まり」などが高くなっています。

■それ以外に必要なサービス

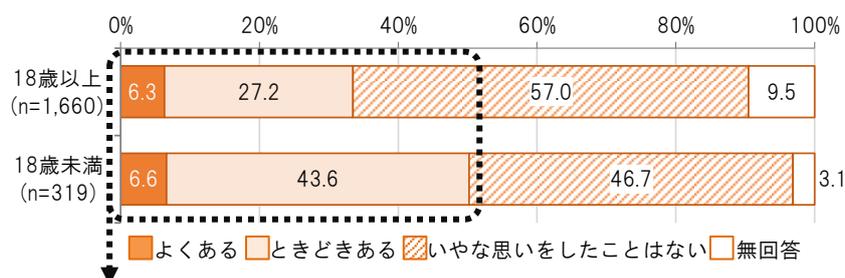


⑦ 差別等について

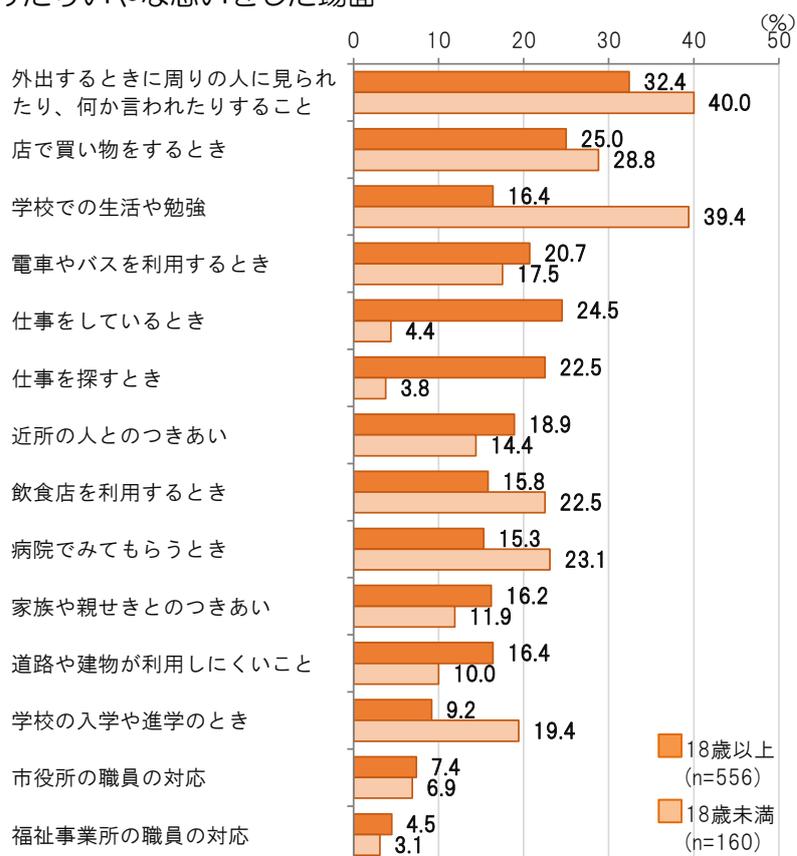
差別を受けたりいやな思いをしたことについては、『ある』（「よくある」＋「ときどきある」）が、18歳以上では3割以上、18歳未満では約半数となっています。

差別を受けたりいやな思いをした場面では、18歳以上・18歳未満ともに「外出するときに周りの人に見られたり、何か言われたりすること」が最も高くなっており、次いで、18歳以上では「店で買い物をするとき」、18歳未満では「学校での生活や勉強」が高くなっています。

■ふだんの生活の中で差別を受けたりいやな思いをしたこと



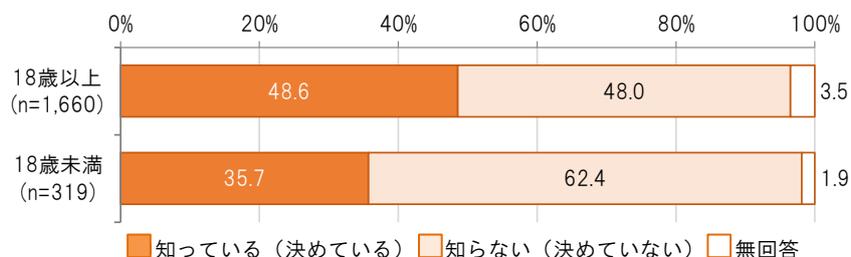
■差別を受けたりいやな思いをした場面



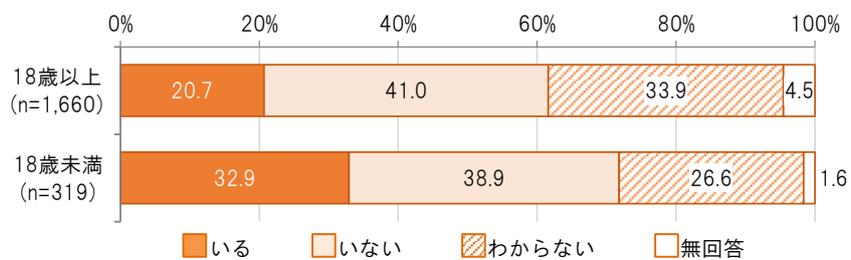
⑧ 災害時の対応について

災害時の避難場所を「知っている（決めている）」人は18歳以上で約半数、18歳未満で4割未満となっています。災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人が「いる」人は18歳以上で約2割、18歳未満で3割程度となっています。

■避難場所の認知度



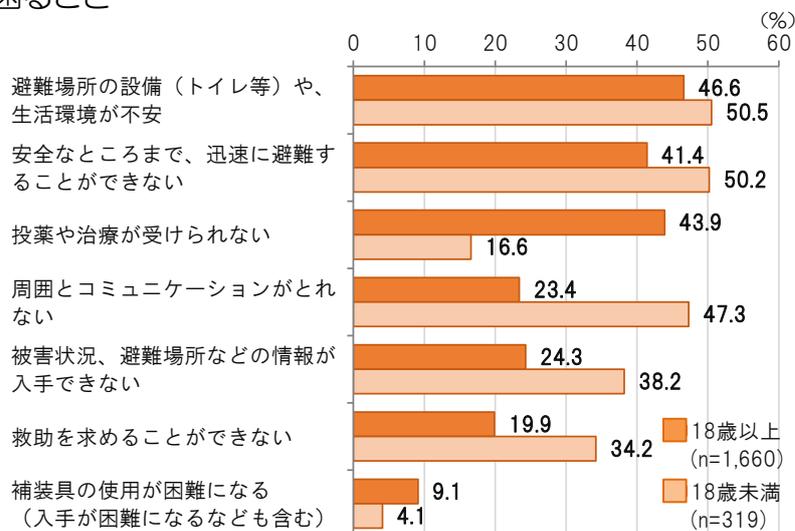
■家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人



災害時に困ることについては、18歳以上・18歳未満ともに「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も高くなっています。

また、18歳以上では「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、18歳未満では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」の順となっています。

■災害時に困ること

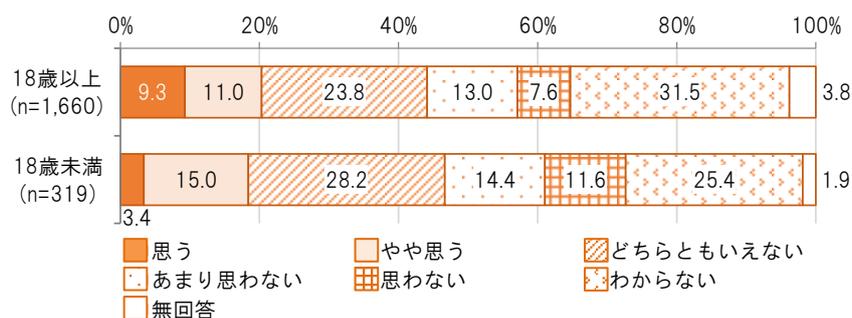


⑨ 暮らしやすさ

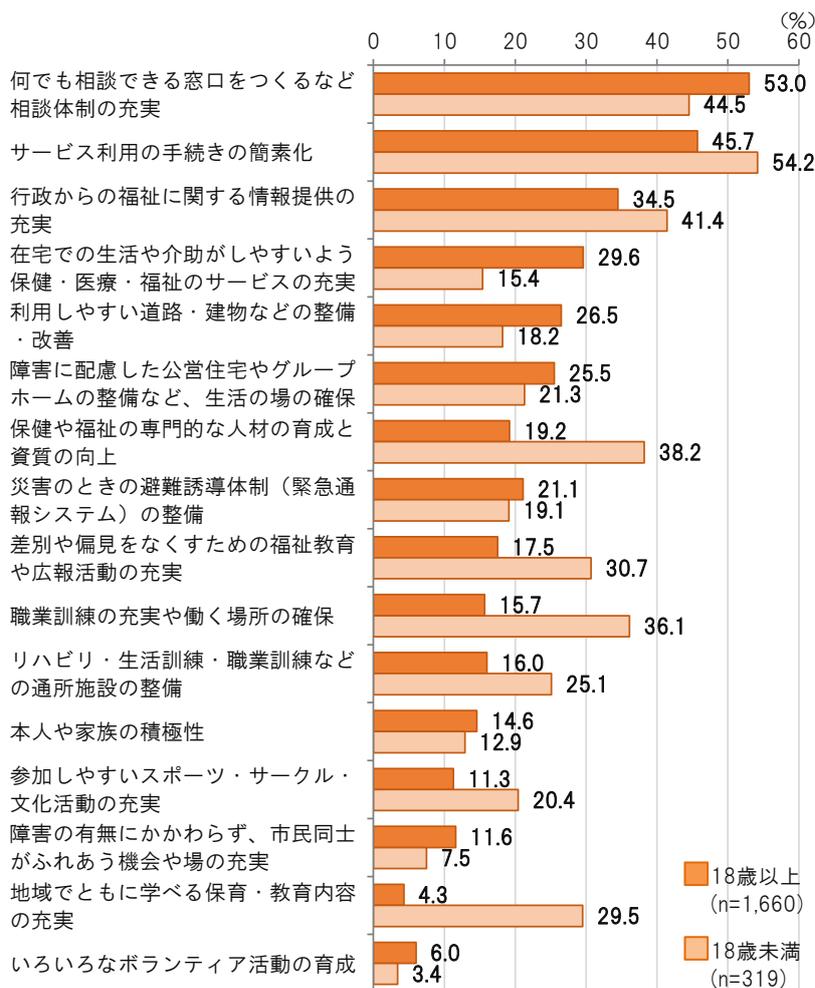
羽曳野市が障害のある人にとって、『暮らしやすいと思う』人（「思う」＋「やや思う」）は、18歳以上・18歳未満ともに2割程度となっています。

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについては、18歳以上では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、18歳未満では「サービス利用の手続きの簡素化」が高くなっています。

■羽曳野市の障害のある人にとっての暮らしやすさ



■障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと



⑩ 障害のある人に対するアンケート調査からみられる課題

■障害福祉サービスに対するニーズの多様化

障害のある人が身近な地域で適切に障害福祉サービスを選択し利用できるよう、サービスの提供に努めていますが、アンケート調査結果では、いずれの障害においても、利用したい障害福祉サービス等が実際に利用しているサービスを上回る傾向にあり、障害種別ごとに利用したいサービスが異なることが見受けられました。

また、医療ケアを必要としている障害のある児童については、家族の負担が大きいと感じている人がやや多く、サービスに対する潜在的ニーズが大きいことも考えられます。各種サービスに関する情報提供とともに、利用手続きの簡素化が求められています。

■地域における生活の場の確保

知的障害のある人では、「グループホーム」で障害福祉サービスの利用状況と今後の意向の差が大きくなっています。将来の暮らしでは、家族と一緒に暮らすことを望む人が多いものの、知的障害のある人では「グループホームで暮らしたい」や「福祉施設で暮らしたい」の回答が多く、グループホーム整備に対するニーズが高くなっています。

また、地域で生活するために必要なことについては、「相談体制の充実」や「経済的負担の軽減」が多くなっていることから、施設整備のハード面だけではなく、相談支援などの、サポート体制の充実など、生活を支える仕組みが必要です。

■就労の促進

今後の就労希望として、「働きたい」と回答した人が多く、労働環境が整うことで、就労できる人の増加が見込まれます。自立した生活のためには安定した収入が不可欠であり、就労支援に対する要望は高いと思われます。

また、就労支援として必要なことでは、勤務形態への配慮とともに、職場での周囲の理解を望む人が多くなっており、雇用枠の拡大に向けた事業所への働きかけとともに、障害に対する正しい理解の普及が求められています。

■障害に対する理解の普及と差別の解消

障害があることで差別を受けたり、いやな思いをした経験がある人が4割程度となっており、障害のある児童では学校で差別を感じている人が多くなっています。

法整備や差別解消の取り組みは進みつつありますが、当事者にとっては、進んでいるとは言えない状況にあると考えられ、理解の促進等が求められています。

■災害時等の支援

災害時においては、必要な支援を受けることができるか不安を感じている人が多い一方で、半数以上の方が避難場所を知らないという結果となっていました。避難時や避難所において必要な情報が得られるかなど、支援体制の充実が求められています。

(2) 関係団体アンケート調査

① 活動の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のための活動の中止や、丁寧な相談を実施できない体制が課題として挙げられており、対応として、活動の実施支援や基幹相談支援センターの設置等が求められています。

② 分野別にみる課題

分野	課題*
福祉サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス等に対して、リハビリ等に重点をおいた食事提供や入浴サービスが提供できる日中活動の場や、相談支援・生活介護・グループホーム等の事業所の不足 ●地域生活拠点についての周知不足
発達支援、保育、教育 (学校生活など)	<ul style="list-style-type: none"> ●家族支援の相談先、支援体制の整備 ●グレーゾーンの子どもへの支援 ●市役所庁内の療育・保険・医療・教育の各分野の連携や情報共有、各種手続き簡素化
就労や社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ●就労支援に関する事業所の選択肢が少ないこと ●通所するためのガイドヘルパーの柔軟な利用など、通所の利便性の向上
地域住民組織による地域福祉活動への参加や協力関係	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備における地域の人々の理解を得ることの困難さ(市民の理解促進、普及啓発)
相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ●相談先の周知、相談に対する連携・多様化する問題に十分対応ができる体制の整備 ●基幹相談支援センターの設置
住まいや生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民への理解促進 ●緊急時に対応できる体制(各種サービス事業所)の整備 ●災害時の対応方法をわかりやすく示すこと

※要約はしていますが、アンケートに記載された語句をそのまま使用しています。

③ 関係団体アンケート調査からみられる課題

- 障害のある人が住み慣れた地域で生活を進めていくために、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、各種サービスの充実とともに、多様化する生活課題に対応できるような相談支援体制の構築が求められています。
- それぞれの支援制度やサービスについての情報提供を図るとともに、市民への障害に対する正しい理解の普及が求められています。

(3) 事業者アンケート調査

① 分野別にみる課題

分野別に、現状や課題とそれに対する今後の取組方策の意見をいただきました。主な意見は下記のとおりです。

分野	現状や課題（主な意見の抜粋）※	今後の取組方策（主な意見の抜粋）※
療育、保健・医療、教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害への理解不足 ● 福祉サービスの認知度が低い ● グレーゾーンの子どもへの支援体制の強化 ● 一人ひとりに合った教育が望ましいが実情として難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校との連携による支援 ● 学校関係者と接する機会の提供 ● 他機関（専門家）との情報共有・連携 ● 連携に関する行政からの働きかけ
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ● 工賃が低い ● 就労支援全般の事業所が少ない（就労移行や定着支援、就労継続支援A型など） ● 地元で働ける・訓練できる場の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工賃の値上げ、低所得者への補助 ● 企業や公共施設、行政との連携による支援サポートの構築 ● 人材派遣を可能とするマッチングサイトの設定 ● キャリア教育の充実
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホームなどの生活の場や緊急時のショートなどの不足 ● 家族の高齢化に伴う「親亡き後」 ● 外出支援やサービスの不足 ● 夜間や土日のサービスの不足 ● 多様な障害種別に対応できる社会資源（事業所）が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険が適応されない高齢障害者がリハビリをできるような施設 ● 居住サービスのバリエーションの増加（利用者のニーズの把握） ● ワンストップでの相談先の拡充（相談者の増員） ● 就労型支援Aやグループホーム、短期入所等の整備、空き情報の発信
地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度等を知らない本人・家族への周知 ● 障害のある人が自らもっと積極的に地域活動に参加していくべき ● 地域住民も意図的に障害のある人の参加を促していく必要がある ● 障害のある人への偏見による施設整備への地域での反対 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動や日常のつながりからニーズを掘り起こす相談窓口の設置 ● 障害のある人や地域住民組織などの取組や活動の周知・広報 ● 施設整備に対する地域への説明などへの行政の仲介
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所の数が少ない ● 相談支援専門員が周知されていない ● 他の相談支援事業所や基幹相談支援センターとの関りが少ない（情報共有がされていない） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員の報酬単価を上げる ● 専門性を高めた、具体的な対処能力の向上（支援者の育成） ● 障害の包括的基幹型支援センターの設立（24時間の相談支援体制） ● ソーシャルワーク全般に関わる労力を評価する仕組みづくり

※要約はしていますが、アンケートに記載された語句をそのまま使用しています。

分野	現状や課題（主な意見の抜粋）※	今後の取組方策（主な意見の抜粋）※
総合的に	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に一人でも多く障害のある人が生活すること ●障害のある人が地域で相談できる場所が少ない（相談できる場所を知らない） ●地域のボランティア等の情報が得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者と大学生の交流 ●コミュニティー等（民生委員、自治会）への福祉の制度・役割の啓発 ●羽曳野市や基幹相談支援センターからの情報発信

※要約はしていますが、アンケートに記載された語句をそのまま使用しています。

② 事業者アンケート調査からみられる課題

- 教育と福祉のスムーズな連携を図るための、ネットワークの構築が求められています。
- サービス利用希望者が増加する中、サービス事業所の不足などで希望するサービスを受けることができないなどの現状があり、障害のある人のニーズに即したサービスを提供できる体制の整備が求められています。
- 障害のある人の自立した生活と社会参加を支援する観点から、障害者雇用の促進や福祉施設における工賃の上げが求められています。
- 相談支援体制の充実が望まれており、早期の基幹相談支援センターの設置が求められています。

4 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数の削減は、新たな入所者がいることや、入所者の障害の重度化や高齢化の進行など、地域移行が難しい状況となっていること等から、令和元年度（2019年度）までに0人となっています。

また、地域生活への移行者数は目標の8人には届きませんでした。令和元年度（2019年度）までに6人が福祉施設から地域生活に移行しています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	第5期計画目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活への移行者数	8人	6人

② 福祉施設入所者数の削減

項目	第5期計画目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
施設入所者数の削減人数	1人	0人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においては、令和元年度（2019年度）に保健、医療、福祉関係者による協議の場を地域自立支援推進会議の地域移行・定着支援部会に設置しました。

項目	第5期計画目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議の場の設置	設置済

(3) (障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた) 地域生活支援拠点等の整備

国が示す「地域生活支援拠点等の機能」は、1. 相談（地域移行、親元からの自立等）、2. 緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、3. 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、4. 専門性（人材の確保・養成、連携等）、5. 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つで、整備の類型として、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が示されています。

本市では「面的整備型」として整備を進めており、まず緊急に整備すべき課題として緊急時の受け入れについて体制整備を行いました。

項目	第5期計画目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活支援拠点等の整備	面的整備	面的整備済

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数は、目標としていた24人を上回り、令和元年度（2019年度）時点で26人となっています。また、就労移行支援事業の利用者も目標を上回って44人となっています。平成30年（2018年）4月に法定雇用率の引き上げが施行されたことから、企業・事業所における障害者雇用への意識の高まりも一因と考えられます。

一方で、就労継続支援（B型）事業所における工賃は、目標を下回る平均額となっています。

項目	第5期計画目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
福祉施設から一般就労への移行	24人	26人
就労移行支援事業の利用者数	42人	44人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	5割以上	0割
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	—
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	11,300円	10,037円

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

本市においては、児童発達支援センターは南河内北圏域（大阪府が設定した障害保健福祉圏域で、本市と松原市、藤井寺市で構成）で整備されており、保育所等訪問支援や、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は、市内に各1箇所整備されています。

項目	第1期計画目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
児童発達支援センター	南河内北圏域1箇所	南河内北圏域1箇所
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1箇所	1箇所

5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画のサービス等の見込量と実績

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

令和2年度（2020年度）には、利用者数が見込み通りとなりましたが、利用時間は見込みを大きく下回っています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体	見込量	104	3,788	104	3,788	104	3,788
	実績	107	3,386	109	3,315	108	3,360
知的	見込量	34	341	35	351	35	351
	実績	38	342	36	276	35	231
精神	見込量	69	997	72	1,040	74	1,069
	実績	74	986	77	905	72	677
障害児	見込量	9	208	9	208	10	231
	実績	6	114	8	140	5	74
難病	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	3	50	2	49	3	79
合計	見込量	216	5,334	220	5,387	223	5,439
	実績	228	4,878	232	4,685	223	4,421

② 重度訪問介護

平成30年度（2018年度）のみ見込みを上回りましたが、その後、利用者数が減少し、見込みより利用者数と利用時間ともに下回って推移しています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体	見込量	4	397	4	397	4	397
	実績	5	512	4	430	4	383
知的	見込量	3	390	4	520	4	520
	実績	3	334	2	438	2	492
精神	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	0	0	0	0	0	0
障害児	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	7	787	8	917	8	917
	実績	8	846	6	868	6	875

③ 同行援護

年々利用者が減少しており、見込みを下回る利用者数、利用時間となっています。令和2年度（2020年度）の実績が計画値より大きく下回っており、新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体	見込量	32	896	32	896	32	896
	実績	31	858	27	726	22	472
障害児	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	32	896	32	896	32	896
	実績	31	858	27	726	22	472

④ 行動援護

一定の利用者数で推移しており、計画期間中、見込みを上回る利用者数、利用時間となっています。知的障害のある人では、令和2年度（2020年度）の実績が令和元年度（2019年度）より大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
知的	見込量	14	593	15	635	15	635
	実績	17	829	18	855	15	690
精神	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	0	0	0	0	0	0
障害児	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	1	24	0	0	3	147
合計	見込量	14	593	15	635	15	635
	実績	18	853	18	855	18	837

⑤ 重度障害者包括支援

過去の利用実績がないため、利用を見込んでおらず、計画期間中の利用もありませんでした。

(2) 短期入所・日中活動系サービス

① 短期入所

令和元年度(2019年度)まで見込みを大きく上回る利用者数でしたが、令和2年度(2020年度)は利用者数が大きく落ち込みました。新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	日/月	人/月	日/月	人/月	日/月
身体	見込量	25	221	25	221	25	221
	実績	27	254	30	249	24	160
知的	見込量	42	300	43	307	44	314
	実績	47	321	53	380	34	214
精神	見込量	1	2	1	2	1	2
	実績	0	0	1	1	0	0
障害児	見込量	4	21	5	27	5	27
	実績	7	30	8	37	5	21
合計	見込量	72	544	74	557	75	564
	実績	81	605	92	667	63	395

② 生活介護

ほぼ見込み量の通り推移しており、年々利用者数が増加しています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	日/月	人/月	日/月	人/月	日/月
身体	見込量	106	2,001	106	2,001	106	2,001
	実績	102	1,900	108	1,990	106	1,972
知的	見込量	201	4,033	205	4,114	209	4,194
	実績	199	3,959	199	3,954	204	4,075
精神	見込量	2	20	2	20	2	20
	実績	3	37	5	43	4	33
合計	見込量	309	6,054	313	6,135	317	6,215
	実績	304	5,896	312	5,987	314	6,080

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

年々利用者が増加し、令和2年度（2020年度）には、ほぼ見込み量通りの利用者数となっています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	日/月	人/月	日/月	人/月	日/月
身体	見込量	2	26	2	26	2	26
	実績	1	12	1	11	0	0
知的	見込量	4	75	4	75	4	75
	実績	2	31	4	73	9	184
精神	見込量	5	118	5	118	6	142
	実績	2	31	2	38	2	34
合計	見込量	11	219	11	219	12	243
	実績	5	74	7	122	11	218

④ 就労移行支援

令和元年度（2019年度）まで、見込量を上回る利用者数でしたが、令和2年度（2020年度）には、見込みを大きく下回っています。新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	日/月	人/月	日/月	人/月	日/月
身体	見込量	3	61	3	61	3	61
	実績	1	18	1	17	3	45
知的	見込量	17	317	18	336	19	354
	実績	17	308	20	327	16	275
精神	見込量	18	298	19	314	20	331
	実績	24	389	23	389	16	284
合計	見込量	38	676	40	711	42	746
	実績	42	715	44	733	35	604

⑤ 就労継続支援（A型）

平成30年度（2018年度）より、利用者数が年々減少しており、また、計画期間中の見込みを大きく下回っています。制度の見直しや市内の事業所が減少していることも要因と考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	日/月	人/月	日/月	人/月	日/月
身体	見込量	17	350	17	350	17	350
	実績	9	173	7	135	6	119
知的	見込量	23	464	23	464	24	484
	実績	20	396	20	386	19	376
精神	見込量	30	523	31	541	32	558
	実績	32	539	29	485	29	486
合計	見込量	70	1,337	71	1,355	73	1,392
	実績	61	1,108	56	1,006	54	981

⑥ 就労継続支援（B型）

平成30年度（2018年度）より、利用者数が年々増加しており、また、計画期間中の見込みを大きく上回っています。市内の事業所が増加していることも要因と考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人/月	日/月	人/月	日/月	人/月	日/月
身体	見込量	18	334	18	334	18	334
	実績	31	547	30	531	31	553
知的	見込量	71	1,342	72	1,361	74	1,398
	実績	83	1,586	84	1,613	86	1,636
精神	見込量	34	441	35	454	36	467
	実績	39	458	50	635	58	775
合計	見込量	123	2,117	125	2,149	128	2,199
	実績	153	2,591	164	2,779	175	2,964

⑦ 療養介護

平成 30 年度（2018 年度）から、やや利用者数が減少し、見込みを下回って推移しています。

【見込量と実績の比較】

対象	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
	人/月	人/月	人/月
見込量	20	20	20
実績	20	17	18

⑧ 就労定着支援

平成 30 年度（2018 年度）から新たに開始したサービスであり、計画期間中の利用者数は見込みを下回っていますが、年々利用者が増加しています。事業の周知が進んできたものと思われる。

【見込量と実績の比較】

対象		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
		人/月	人/月	人/月
身体	見込量	1	2	2
	実績	0	0	0
知的	見込量	7	11	13
	実績	1	1	1
精神	見込量	8	11	13
	実績	3	7	10
合計	見込量	16	24	28
	実績	4	8	11

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

利用者が年々増加しており、令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）は、見込みより利用者数が20人以上多くなっています。知的障害のある人の利用者数が多くなっていますが、精神障害のある人の利用者数は見込みより2倍近く多くなっています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
		人/月	人/月	人/月
身体	見込量	23	23	23
	実績	21	24	25
知的	見込量	89	91	93
	実績	96	104	113
精神	見込量	7	7	8
	実績	10	13	15
合計	見込量	119	121	124
	実績	127	141	153

② 施設入所支援

入所施設からの地域移行を推進する方針であり、利用者数は平成30年度（2018年度）と比較すると、令和2年度（2020年度）は4人減少しています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
		人/月	人/月	人/月
身体	見込量	28	28	28
	実績	27	27	27
知的	見込量	40	40	40
	実績	43	40	40
精神	見込量	1	1	1
	実績	1	0	0
合計	見込量	69	69	69
	実績	71	67	67

③ 自立生活援助

平成30年度（2018年度）より新たに開始したサービスですが、市内に当該事業所がないこともあり、利用実績がない状態です。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用が進むに伴い、計画相談支援の利用者も増加しています。令和2年度（2020年度）においては、前年度に比べてやや減少していますが、新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
		人/月	人/月	人/月
身体	見込量	35	35	35
	実績	40	42	33
知的	見込量	62	63	64
	実績	68	70	79
精神	見込量	26	27	28
	実績	35	41	32
障害児	見込量	7	7	8
	実績	0	0	0
合計	見込量	130	132	135
	実績	143	153	144

② 地域移行支援

見込みを下回っていますが、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）にそれぞれ1人が利用しています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
		人/月	人/月	人/月
身体	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0
知的	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0
精神	見込量	1	1	1
	実績	1	1	0
合計	見込量	3	3	3
	実績	1	1	0

③ 地域定着支援

計画期間中、一定の利用があり、ほぼ見込み通り推移しています。

【見込量と実績の比較】

対象		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
		人/月	人/月	人/月
身体	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0
知的	見込量	1	1	1
	実績	2	3	3
精神	見込量	1	1	1
	実績	1	1	0
合計	見込量	3	3	3
	実績	3	4	3

(5) 障害児通所支援

① 児童発達支援

平成30年度(2018年度)より、見込みを大きく上回る利用者数で推移しており、市内の事業所が増加していることも要因と考えられます。令和2年度(2020年度)においては、やや利用者が減少していますが、新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
見込量	75	975	80	1,040	86	1,118
実績	93	1,141	111	1,252	94	1,048

② 医療型児童発達支援

利用を見込んでおらず、令和2年度(2020年度)まで利用実績がない状態です。

③ 放課後等デイサービス

利用者数が年々増加しており、いずれの年度においても見込みを大きく上回っています。市内の事業所が増加していることも要因と考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
見込量	187	2,876	201	3,091	214	3,291
実績	203	3,010	257	3,781	260	3,814

④ 保育所等訪問支援

一定の利用がありますが、見込みを下回っています。年々利用回数が減少傾向にあり、ニーズはあるものの、対応できる事業所が足りていない状況です。

【見込量と実績の比較】

対象	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
	人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月
見込量	-	19	-	20	-	22
実績	7	7	6	6	3	3

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

一定の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用実績がない状態です。市内に事業所はなく、利用ニーズの有無等について再確認する必要があります。

【見込量と実績の比較】

対象	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
	回/月	回/月	回/月
見込量	45	45	45
実績	0	0	0

(6) 障害児相談支援

ほぼ見込み通り推移していましたが、令和2年度（2020年度）において、見込みを下回っています。新型コロナウイルス感染症による利用控えがあったことが考えられます。

【見込量と実績の比較】

対象	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
	人/月	人/月	人/月
見込量	49	53	57
実績	47	56	45

第3章 計画の基本的な考え方（第4期障害者計画）

1 基本理念

羽曳野市では、行政、障害者団体をはじめ関係機関、企業、地域住民などの、さまざまな主体と連携・協働しながら、障害のある人の自立と社会参加を支え、障害のある人が身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

本計画では、第3期計画から引き続き、障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後もめざします。また、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。

《計画の基本理念》

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

◆共生社会（共に生きる社会）◆

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会

◆ノーマライゼーション◆

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという考え方

◆リハビリテーション◆

障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援するという考え方

2 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。

(1) 障害者の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせるまちづくりのためには、障害に基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障害者の自己決定が尊重され、選択の機会が確保される必要があります。

就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害のある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みを進めます。

(2) 社会的障壁の除去・軽減

障害者基本法では、障害のある人を本人の心身機能の障害のみでとらえるのではなく、「社会的障壁」(障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことから)という社会との関係性によってとらえています。

社会的障壁をなくすために多大な負担を要しない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害のある人が排除される社会を変えていかなければなりません。障害のある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

(3) 地域社会における共生

障害のある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくることが、共に生きる地域社会の実現につながります。

誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

3 基本目標と施策体系

基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。

そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。

また、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、制度や分野ごとの「縦割り」を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」支援ができる体制を構築していくとともに、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 相談支援・情報提供の充実
- (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

基本目標2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。

そのために、障害の早期発見・早期療育を進めていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援に努めます。

- (1) 療育・就学前教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 雇用の促進
- (4) 就労支援の充実

基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。

そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いを進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加を進め、交流する機会を増やします。

また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

- (1) 人権の尊重と差別の禁止
- (2) 行政サービスにおける合理的配慮
- (3) 地域福祉活動・交流活動の推進
- (4) スポーツ・文化活動の推進
- (5) 安全・安心のまちづくり

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その人らしく自立して暮らせる共生のまち</p>	<p>基本目標 1</p> <p>自立した生活を支える 支援体制の整備</p>	<p>(1) 障害福祉サービスの充実</p> <p>(2) 相談支援・情報提供の充実</p> <p>(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>一人ひとりの想いを実現 するための支援の充実</p>	<p>(1) 療育・就学前教育の充実</p> <p>(2) 学校教育の充実</p> <p>(3) 雇用の促進</p> <p>(4) 就労支援の充実</p>
	<p>基本目標 3</p> <p>いきいきと共に暮らせる 地域づくりの推進</p>	<p>(1) 人権の尊重と差別の禁止</p> <p>(2) 行政サービスにおける合理的配慮</p> <p>(3) 地域福祉活動・交流活動の推進</p> <p>(4) スポーツ・文化活動の推進</p> <p>(5) 安全・安心のまちづくり</p>

第4章 施策の展開

基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービスの充実

《現状と課題》

- 障害者総合支援法では「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めるなど制度の充実が図られてきました。サービスの提供基盤の充実・強化を、サービス提供事業所や関係機関との連携により、引き続き進めるとともに、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談支援体制の充実と、制度の周知をさらに図っていくことが課題となっています。
- 本市においてはこれまで、各種障害福祉サービスの提供と充実に努めてきましたが、高齢の障害のある人の増加による介護サービスのニーズの増大や、共同生活援助（グループホーム）の整備等が特に課題となっています。また、短期入所についても、事業所や定員がニーズに対して不足しており、緊急時の利用希望への対応も必要です。
- アンケート調査結果では、いずれの障害においても、利用したい障害福祉サービス等が実際に利用しているサービスを上回る傾向にあり、障害種別ごとに利用したいサービスが異なることが見受けられました。また、医療ケアを必要としている障害のある児童については、家族の負担が大きいと感じている人がやや多く、サービスに対する潜在的ニーズが大きいことも考えられます。
- 地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業の必須事業・任意事業として相談支援事業や地域活動支援センター事業、日中一時支援事業等を実施しています。今後も障害のある人の多様なニーズに応え、サービス提供ができるよう、人材の確保や障害に応じた受け入れ体制を整えるなどのサービス提供基盤の整備が必要です。
- 障害福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保が、多くのサービス提供事業所で課題となっています。専門性の高いサービスが安定的に提供されるよう、人材育成・確保について、事業所の支援等を進める必要があります。
- 医療的ケアの必要な人に対応できるサービスの確保が課題となっています。
- 本市では、「障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業に係る支給決定基準」（以下、「支給決定基準」という。）を制定し、令和2年（2020年）4月1日より施行しています。障害福祉サービス費や障害児通所給付費等の支給の要否や支給量の決定に関し、透明性の確保と公平性の担保を図っています。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに、障害の状態に応じた適切なサービスの提供を促進します。夜間・休日等の利用希望への対応について、支援のあり方の検討を進めます。 ● 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援に努めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。 ● 重度訪問介護事業所の充実や介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当施設登録、さらには共生型サービスの必要に応じた確保に取り組みます。 ● 短期入所サービスの事業所・定員の拡充に努めます。
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の各サービスの利用支援に努めます。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に共同生活援助（グループホーム）の整備が重点課題であるという認識のもと、供給体制の整備を図るとともに、重度の障害のある人の入居についても対応できるよう取り組みます。 ● サービス付き高齢者向け住宅やシェアハウスの活用等も含めた、住まいの確保に取り組みます。 ● 「自立生活援助」の普及・促進により、一人暮らしの障害のある人の生活支援に取り組みます。
障害児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童とその家族が適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援の充実を図るとともに、一人ひとりの児童のニーズに応じた教育・保育・医療・福祉の支援を受けられる体制づくりを進めます。 ● 重度の障害のある児童に対する支援の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする障害のある児童が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の強化を図ります。
地域生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保し、その充実を図るとともに、必要な見直しを行います。 ● 任意事業については、利用状況を踏まえたサービスの見直しを行います。
補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくするため補装具費の支給に努めます。
事業所等との連携による社会支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 羽曳野市地域自立支援推進会議（以下「地域自立支援推進会議」という。）の全体会や各部会を通じた連携強化等、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。 ● 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、18歳以降の支援の在り方について、大阪府と連携し、適切な時期に関係機関の参画を得た協議ができる体制整備に努めます。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
サービスに関する苦情・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう指導に努めます。また、事業者・施設で解決できない事例については、地域自立支援推進会議等のネットワークでの検討などを通じて、適切な解決策や支援体制づくりの充実をめざします。
障害のある人の地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進めるため、各種サービスの利用支援や、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業を推進します。 ● 市と相談支援事業所、入院・入所施設の連携により入院患者、入所者への意向の聞き取りや面談、定期的な訪問等によりニーズの把握に努め、地域移行に向けた積極的な取り組みを推進します。 ● 精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取り組み、総合的に地域生活を支援する体制（地域包括ケアシステム）の確立をめざします。
人材の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉人材の確保と専門性の向上を目的として、研修・資格取得等の支援、事業所の支援、従業員の待遇改善に向けた支援等に取り組みます。
支給決定基準の運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 支給決定基準の運用にあたっては、個々の障害特性や住宅環境、家族等の状況などを総合的に勘案し、適切なサービス及び支給量決定に努めます。

(2) 相談支援・情報提供の充実

〈現状と課題〉

- 障害のある人が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、障害のある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、情報提供の充実が求められています。
- アンケート調査結果では、地域で生活するためにあればよい支援として「困ったときに相談できる体制の充実」を望む人が最も多く、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについても「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。
- 本市では、日常的に障害福祉サービスを中心とした相談業務を行っているほか、社会福祉法人への委託により市内に4か所の相談支援事業所を設けており、その他の特定相談支援・障害児相談支援事業所を含め11か所の相談支援事業所が整備されています。また、障害者相談員（ピアカウンセラー）及び民生委員児童委員が各地域で相談に応じたり、人権擁護委員による人権相談を実施しています。今後もサービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言、指導などが受けられる体制づくりを進める必要があります。また各相談機関の連携を強化するとともに、先進自治体や先進事例の動向などアンテナを張って常に情報収集に努めるなど相談員などの資質向上を図り、相談機能を充実していく必要があります。
- 障害のある人を主に介助している家族の中には、高齢の人が多くなっており、介助する家族の支援・負担軽減のための対策も重要です。
- 聴覚障害のある人による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの必要があることから、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立し、令和2年（2020年）12月1日に施行されました。電話リレーサービスについて、法に基づくサービスとしてこれまで以上に充実したサービスの提供が期待されます。
- 地域共生社会の実現に向け、市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築について取り組む必要があります。地域のさまざまな相談を受け止めて対応するとともに必要な機関へつなぎ、多機関協働の中核として継続的につながり続ける伴走型支援を中心的に担う機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援が求められています。また、支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援も必要です。これらを一体的に実施するため、本市における相談窓口のあり方について検討が必要です。また、事業所アンケートでも意見のあった基幹相談支援センターの設置についても併せて検討する必要があります。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
地域自立支援推進会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・学校・企業・就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、障害者団体、行政機関等で構成する地域自立支援推進会議において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めます。 ●地域自立支援推進会議では、個別のケースへの援助方法に関する検討から地域課題の抽出まで、地域における障害のある人についてのさまざまな課題を検討し、その結果を市の政策に反映するよう努めます。 ●地域自立支援推進会議に、地域移行・定着支援部会、日中支援・就労支援部会、子どもネットワーク会議、居宅介護・移動支援事業所連絡会、相談支援部会の各部会を置き、分野別の関係団体・機関のネットワーク形成や支援の充実に向けた課題の検討を進めます。
相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援委託事業所や特定相談支援事業者等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応するほか、支援を必要とする人が支援につながるよう助言や情報提供等に努めます。 ●特定相談支援事業者との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともに、相談支援専門員の育成に努めます。 ●特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の拡充と相談支援専門員の確保及びスキルアップに努めます。 ●相談支援専門員の育成に資するため、指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。
市相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●専門性の高い相談への対応のため、市の相談窓口への社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職配置に努めます。 ●各相談機関や専門機関との連携を強化し、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。 ●複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、本市における相談窓口のあり方について検討を進めます。
地域における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談員（ピアカウンセラー）と、民生委員児童委員やその他の相談機関等との連携が図れるよう、支援を行います。 ●障害者相談員（ピアカウンセラー）による相談機能の拡充を図るほか、「ふれあいネット雅び」を活用し、地域に根ざした見守り・相談支援等を進めます。
基幹相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●本市における相談窓口のあり方について検討を進めるとともに、基幹相談支援センターの設置をめざします。
介護家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流を行うことができるよう、障害者団体等の活動を支援します。 ●相談窓口への専門職の配置等により、障害のある人本人だけでなく、その家族からの相談等への対応の充実を図ります。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助を行います。
電話リレーサービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害のある人の電話利用の円滑化のため「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づくサービスの周知を図ります。

(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

〈現状と課題〉

- 健やかで心豊かに生活できることは誰もが望んでいることであり、こうした生活を送ることができるよう、疾病や障害の早期発見をはじめ、保健・医療、リハビリテーションの充実を図り、適切に対応していくことが求められています。
- 本市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査と各月齢に応じた健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療、保護者への保健指導等を専門医師や発達相談員、保健師、栄養士、保育士等が行っています。また、マタニティスクール、健康教育・健康相談、訪問指導、乳幼児健診事後指導（二次健診・専門相談）等を実施し、乳幼児とその保護者の支援に努めています。
- 本市では、平成30年度（2018年度）に自殺対策計画を盛り込んだ「健康はびきの21計画（第2期）後期計画 食育推進計画（第2次） 自殺対策計画」を策定しました。健康教育・健康相談を実施し、市民の健康づくりの向上につなげるとともに、疾病の早期発見を行うため、各種がん検診・成人歯科健診を行っています。
- 特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導対象者を抽出するために実施するもので、医療保険者に義務付けられています。本市国民健康保険においても、生活習慣病の早期発見に資する本市独自検査項目（羽曳野市民健診）を追加して実施しています。また本市では特定保健指導に加え、糖尿病性腎症の重症化予防、治療が必要な方への受療勧奨事業等を行い、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を図っています。
- 平成30年度（2018年度）の福祉医療費助成制度の再構築により、従来の「障害者（児）医療費助成」「老人医療費助成（一部負担金相当額等助成）」「重度障害者訪問看護利用料助成」が「重度障害者（児）医療費助成」に統合されました。また、引き続き「ひとり親家庭医療」「子ども医療」等の助成を行っています。
- 福祉の分野では、自立支援医療や補装具・日常生活用具等により、障害のある人の自立に向けた支援を行っています。今後も地域リハビリテーションをさらに充実したものとするため、地域の実情に応じて、必要な人に求められるサービスを的確に提供できるよう、在宅リハビリテーションの充実、機能訓練をする場所の確保に努める必要があります。

《施策の実施状況》

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
乳幼児健診受診率	4 か月	99.2%	97.5%	99.7%
	1 歳 6 か月	100.1%	97.5%	98.0%
	3 歳 6 か月	93.3%	95.9%	95.5%
マタニティスクール・ 訪問指導・乳幼児健診 事後指導（二次健診）	マタニティ	322 人	333 人	380 人
	訪問指導	970 人	776 人	750 人
	二次健診	713 人	661 人	669 人
障害者医療費助成、老人医療費助成 (一部負担金相当額等一部助成)、重 度障害者訪問看護利用料助成の医療費 実績額		332,012 千円	274,358 千円	268,385 千円

＜施策の方向＞

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
乳幼児健診等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な出産の確保や疾病・障害の早期発見、早期療育につなげていくため、妊婦健診をはじめ、各年代に応じた乳幼児健診の充実を図り、育児不安のある保護者の支援を行います。
乳幼児への保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●母親（両親）学級、健康教育・健康相談、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査事後指導（専門相談）等を実施します。
生活習慣病予防対策における健診（検診）等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。 ●特定健診受診率向上対策（特定健診未受診者対策）及び特定保健指導利用率向上対策として、特定健診未受診者への通知、勧奨電話、普及啓発（広報・ポスター・チラシ・ホームページ等）、未受診者への訪問指導等を実施します。
健康教育・健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康はびきの21計画（第2期）後期計画 食育推進計画（第2次）自殺対策計画」に基づき、テーマ・対象をしばった健康教室や健康相談の定期実施、随時電話相談・来所相談を実施し、市民の健康づくりの支援に努めます。
医療機関等に関する情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、障害の状況やニーズに応じて医療機関等に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●「重度障害者（児）医療」「ひとり親家庭医療」「子ども医療」等の助成を大阪府と協力し、医療費に対する支援を行います。 ●対象となる方に、自立支援医療費を支給します。
特定疾病・難病施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小児慢性特定疾病、難病の方等に対して日常生活用具の給付を行い、また、家族の療養上の不安や負担を軽減するなど、国・大阪府と協力しながら適切な支援に努めます。 ●平成27年（2015年）1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行に伴い、対象疾病が増加しており、障害福祉サービスの利用等、支援制度の周知を進めます。
機能訓練・生活訓練等のリハビリテーションの充実等	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域で生活を送ることができるよう、機能訓練・生活訓練について周知するとともに、サービス利用の促進を図ります。また、増加するニーズに対応できるよう、事業所の整備を進めます。 ●補装具、日常生活用具の給付を行い、自立した日常生活に向けての支援を行います。

基本目標２ 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

(1) 療育・就学前教育の充実

〈現状と課題〉

- 障害のある児童がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から一人ひとりの特性に応じた教育を行うことができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携しながら、一貫した療育・教育体制を整備していく必要があります。
- 本市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査などから、療育が必要と思われる乳幼児の保護者に対し、療育施設の紹介や庁内関係部署との連携を図っています。また、切れ目のない支援が提供できるよう「子育て世代包括支援センター」を平成31年(2019年)1月より保健センター内に開設し、子どもの発達などについてさまざまな相談に応じるとともに、必要な情報提供を行っています。
- 今後は、その後のフォローを各機関がどのように行うかなどの役割分担を明確化し、連携を強化する必要があります。また、引き続き、健康増進課(保健センター)での乳幼児健康診査事業の充実、子育て支援センターや地域子育て支援拠点などの関係機関の連携強化を図り、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備が必要となっています。
- 発達障害の相談は年々増加傾向にあり、庁内関係部署でのネットワーク構築や相談員のスキルアップが求められています。また、地域自立支援推進会議や団体アンケート等で、精神障害者保健福祉手帳を取得していない発達障害の疑われる児童等への支援が不十分との指摘もあり、サポートを一層充実する必要があります。
- 発達障害のある児童等の子育てに不安のある保護者に対する支援が求められています。
- 市内にある児童発達支援センターにおいて、障害児支援の強化、身近な地域での支援の充実を図っていますが、利用者が多く待機状態が続いています。
- 就学前教育においては、個々の状況に応じた支援ができるよう、発達段階に応じたきめ細かな指導や支援が求められています。
- 今後、学校教育への円滑な移行に向けて、就学前教育・保育と学校教育との連携を強めるとともに、増加傾向にある保護者に対する支援のニーズに対応できる体制整備が課題となっています。

《施策の実施状況》

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
就学前相談委員 会の活動	相談者数	96 人	104 人	89 人
	委員活動延べ人数	345 人	384 人	322 人
課題（障害）別加配職員数		34 人	32 人	29 人
発達相談員の配置人数		2 人	2 人	2 人
ペアレントメンター事業の実施回数		—	—	2 回
地域自立支援推進会議子どもネットワーク会議（通所：はこネット）開催回数		6 回	6 回	6 回

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
障害の早期発見・ 対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の保護者に対して専門の職員等が発達相談を行います。また、保育園や幼稚園においても、相談員の巡回による発達相談の実施など、必要に応じて相談機関との連携を図ります。 ● 子どもの障害と初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援と、医療機関・支援サービス等の適切な情報提供に努めます。 ● 難聴児の支援にあたり、早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に努め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。 ● 医療的ケア児について、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えるなど、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、児童とその家族の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働して支援できるよう努めます。
発達障害等への 支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障害の早期発見と早期療育に努めます。 ● 発達障害や高次脳機能障害等について、大阪府や関係団体との連携を図り、幅広く市民への知識の普及に努めます。 ● 発達相談員を配置し、専門的な相談支援に対応するとともに、保護者に対する支援を強化します。 ● 児童通所支援事業所や児童発達支援センターにおいて、発達障害のある児童への個別対応や体制の充実を図られるよう取り組みます。 ● 発達障害の診断が難しい児童等について、関係機関と連携して個々の状態の把握と情報の共有及びライフステージに応じた支援に努めます。
ペアレントサポ- ト事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害のある児童等の子育てに不安のある保護者等に対し、ペアレントメンター事業を実施します。また、ペアレントプログラム事業、ペアレントトレーニング事業の実施に努めます。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
関係機関との連携による療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の役割分担を明確にし、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。 ● 健康増進課（保健センター）での乳幼児健康診査事業と相談事業との連携、関係機関の連携強化に努め、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備を図ります。 ● 地域自立支援推進会議の中の子どもネットワーク会議を通じて、障害児通所支援事業所、児童発達支援センターや相談支援事業所、庁内関係部署の連携強化を図ります。
身近な地域での療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児通所支援の実施及び提供体制の充実により、障害のある児童の療育体制の充実を進め、身近な地域での支援の強化を図ります。
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園等における広汎性発達障害や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）をはじめとする発達障害等に的確に対応できる人材確保を図ります。 ● 発達障害等への支援として、市内幼稚園に課題別加配職員を配置します。
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童を受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育を行うとともに、他の児童との相互理解を深めるよう、保育士や幼稚園教諭に対する研修等を通じて、専門性や指導力の向上等を図り、保育・教育内容の充実を図ります。 ● 発達に課題のある児童を保育している保育園に対して支援を行い、保育の充実を図ります。
療育相談、就学相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童の地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障害のある児童を受け入れる保育園等への指導・助言に努めます。 ● 学齢期に達する子どもに対しては、就学等に関する相談・指導を行います。
保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園や幼稚園等の環境に対して、障害者用トイレ、スロープ、手すりの設置など、施設面のバリアフリー化を進めます。 ● 保育所等訪問支援サービスの拡充と、保育・就学前教育機関における障害理解の促進を図ります。

(2) 学校教育の充実

《現状と課題》

- アンケート調査結果では、18歳未満の障害のある人が差別を受けたりいやな思いをした場面として「学校での生活や勉強」の回答が多くなっていることから、共に学び・育つ環境づくりにむけては、全園児・児童・生徒が障害のある人や障害についての正しい理解を持つことが必要です。
- 障害のある児童の発達段階と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援ができるよう、教育・保健・医療・福祉・労働等が連携しながら、将来を見据えて教育の充実を図ることが求められています。障害のある児童がその可能性を十分に伸ばせる環境整備とともに、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害の有無に関わらず「ともに学び、ともに育つ」ための教育支援が求められています。
- 障害のある児童の発達と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援・環境整備ができるように、障害種別ごと（知的、自閉・情緒、肢体不自由、病弱、難聴、弱視）に学級を設置しています。このため、支援学級数が大幅に増加し、より多くの児童生徒が支援を受けることが可能になりました。
- 支援や配慮を必要とする園児・児童・生徒一人ひとりに寄り添う教育を支援教育といい、本市では、その考え方を全園児・児童・生徒に対する教育として位置づけています。「障害者への理解と認識を深めるための教育」は現行カリキュラムの中にも取り入れています。さらに具体的な体験を重視した学習内容とするとともに、ボランティア活動への実践的態度を育成する必要があります。
- 教職員向けの支援教育ハンドブックを作成・配布し、教職員の専門的指導力の向上を図りながら、教職員への支援教育研修を実施するとともに、支援教育体制整備事業を通じて、専門家等による巡回指導・相談を実施しています。大阪府や羽曳野市教育委員会主催の研修だけでなく、各校の校内においても研修を行っており、特別支援学校教育職員免許を持つ教職員も増加しています。
- 今後も教職員の専門的指導の向上を図るとともに、全園児・児童・生徒に対する教育としての支援教育の内容の充実に向けて校内組織体制の構築が必要となっています。
- 校内環境の整備として、支援学級へのシャワー・トイレの設置、耐震化工事に伴うバリアフリー化等を進めています。
- 保護者からの直接の相談支援機関として市立教育研究所において、電話による教育相談「ひまわりコール」を実施し、相談対応を行っています。今後もこうした保護者に対する相談体制の充実を図りながら、精神的なケアに努めていく必要があります。

《施策の実施状況》

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
通級指導教室利用児童生徒数	67 人	70 人	81 人
小・中学校支援学級備品購入費	2,938 千円	3,580 千円	3,751 千円
支援教育に関する校内研修回数 (1 校あたりの年間平均回数)	11.5 回	11.4 回	10.2 回
支援学校在籍児童との交流を行った 学校数	6 校	4 校	4 校

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
発達障害児支援の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導の実施に向け、各校の支援学級・通級指導教室間の連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
教職員の指導力の 向上	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、支援教育研修をはじめ、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間の実践的な交流等を通じて、教職員の専門性と指導力の向上を図ります。
教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者への理解と認識を深めるための教育」等を今後も推進しながら、全園児・児童・生徒に対する教育としての支援教育の充実を図ります。 ●障害の状況やニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画及び教育支援計画を作成します。指導内容や方法の一層の工夫・改善を図り、子ども自身の学びを大切に取り組みます。
交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害や障害特性等について、学習機会の提供をはじめ、障害のある人等との交流機会の充実や交流教育の推進に努めます。 ●支援学級在籍児童・生徒の交流だけでなく、支援学校に在籍する児童・生徒と地域の学校の交流を推進し、地域の中でともに育つ仲間としての意識の醸成に努めます。
学校の施設・設備 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の個々の状況や学年進行に伴う、学校施設のバリアフリー化や安全対策、学習指導上必要とする教育機器や学校生活を送るうえで必要とする備品の充実などに努めます。 ●登下校の支援や学内での移動の支援等、児童生徒の教育活動に必要なものを実態に合わせて準備します。
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各校で支援教育コーディネーターを学校長が指名し、教育相談活動の充実に努めます。また、支援学校等関係機関と連携した巡回相談体制の充実を図ります。

(3) 雇用の促進

〈現状と課題〉

- 障害のある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じた自己実現を図りながら、障害のある人の社会的役割を再構築するための手段として、また経済的な自立の課題として、重要となっています。
- 障害のある人の就労に向けて、本市では月に1回雇用相談を実施するとともに、大阪府と連携しながら、地域就労支援センターを通じて、雇用に関する情報提供を行っています。求人・求職相談については、職業紹介機能を持つハローワークや、労働相談については大阪府等関係機関と連携し、活用を働きかけています。また、障害者優先調達推進法（平成25年度（2013年度）より施行）に基づく障害者就労施設等からの物品調達の促進も課題となっています。
- 平成28年度（2016年度）に施行された障害者差別解消法は公的機関と民間事業者に、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止を定めています。また、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率の引き上げ（平成30年度（2018年度）より）や、障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）の提供義務が新たに規定されるなど障害のある人の雇用をめぐる制度改正が急速に進んでいます。こうした状況について、民間事業者等への周知を進め、障害者雇用を促進することが求められます。
- 雇用・就労に関しては、関係機関それぞれの特色を生かしたネットワークの連携が重要となっています。現在、専門機関である南河内北障害者就業・生活支援センター開催の障害者雇用フォーラム実行委員会議等に参画しており、今後とも関係機関と連携しながら、障害者の雇用の一助となるようネットワークを強化していく必要があります。
- 障害のある人の就労機会の少なさや賃金、雇用形態に課題があることを踏まえ、就労のための技能の養成に努めるとともに、在宅での就労環境づくりや、就労移行支援事業の利用支援など、雇用促進に向けた就労環境づくりを進めていくネットワークの活用を図る必要があります。
- アンケートによると18歳未満の障害のある人の就労に関して、一般企業等で働くことの希望が高く、障害者雇用の拡大が望まれています。

〈施策の実施状況〉 ※（ ）内は法定雇用率

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市長部局障害者雇用率	2.10% (2.3%)	2.36% (2.5%)	2.95% (2.5%)
教育委員会障害者雇用率	3.39% (2.2%)	3.85% (2.4%)	1.48% (2.4%)
障害者雇用率（市全体）	2.20% (2.3%)	2.46% (2.5%)	2.62% (2.5%)

＜施策の方向＞

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
他機関との連携による情報提供・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府やハローワーク等の求人情報、雇用情報等の情報提供の充実を図ります。 ●大阪府やハローワーク、企業等との連携を図り、求人・求職相談、労働相談、障害者雇用相談を充実させます。 ●羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図りながら障害のある人の就労を支援し、制度の周知等、障害者雇用に関する情報を積極的に広報します。 ●企業に対して、一般企業で働くことを希望する障害のある人とのマッチングができるよう、相談対応や情報提供を行うなど、一般就労の拡大を図ります。
障害のある人の雇用に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣市と連携して実施している「障害者雇用フォーラム」等を通じて、市民や企業等の理解を深めるための啓発活動を推進します。障害のある人を雇用している企業への見学やハローワークからの制度説明等を行い、事業主の障害者雇用への理解を促進し、雇用の拡大につなげます。 ●改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、雇用の場における事業主の差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務等について、周知・啓発を進めます。
公的機関による障害のある人の雇用等	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の内容に応じた業務開拓を行う中で、個人が持つ業務能力や知識等が十分に発揮できるよう配慮しながら、本市や本市の関係機関における雇用率を高めるなど、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用に努めます。 ●障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、全庁的に周知し促進を図ります。
企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の訓練の場を提供する民間事業所に対して、障害のある人の雇用に関する各種支援制度について周知に努めます。
在宅での就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●外出が困難な人を対象にした在宅での就労支援に努めます。
就労移行支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労に向けた訓練を行う場として、就労移行支援事業の利用促進のため、事業の周知に努めます。
多様な働く場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労が困難な人等が福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援事業や生活介護事業等を推進するため、事業の周知に努めるとともに、対象者に応じた就労内容を選択できるよう支援します。

(4) 就労支援の充実

《現状と課題》

- 就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにつながることから、障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労の場の確保は非常に重要となります。
- 本市では地域就労支援事業として、地域就労支援センターを2か所設置し、地域就労支援コーディネーターが、就職困難者等を対象にした「地域就労相談」を実施しています。
- また、職業訓練等の参加促進に向けて、国・大阪府等の関係機関で行われている職業訓練の情報提供等を行ったり、羽曳野市身体障害者福祉協議会が中心となり、総合福祉センター内に障害者自立生活支援室を開設し、パソコン等の技能や知識の習得につなげています。今後もこうした職業訓練等を通じて、就労に必要な知識や能力を高めていく必要があります。
- 近年精神障害者保健福祉手帳を取得していない精神障害、発達障害のある人の相談が増加しており、研修等を通じた地域就労支援コーディネーターの資質向上が求められています。
- 安定的な就労に向け、能力向上の支援、職場定着への支援を進めるとともに、事業主に対し、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供等、障害のある人が就労しやすい環境整備を働きかけるなどの取り組みが求められます。
- 障害のある人に対する就労支援については、南河内北障害者就業・生活支援センター等関係機関や地域自立支援推進会議と連携しながら、就労の場の開拓をはじめ、就労相談や就労支援、職場定着等の支援を総合的に実施することが必要です。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
就労相談・雇用相談の充実	●羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障害のある人の就労を支援します。
技能習得に向けた講習会の充実	●障害者自立生活支援室での羽曳野市身体障害者福祉協議会による各種講習会等、就労に向けての技能習得のための講習会の充実をめざします。
職業訓練等への参加促進	●国・大阪府等の関係機関で行われる職業訓練・指導等の情報提供を行い、参加促進に努めます。
就労支援	●障害のある人の就労や就労の継続を支援するため、ジョブコーチ（就労援助指導員）など各種就労支援制度の周知に努めます。
就労サポート・定着支援の推進	●南河内北障害者就業・生活支援センター等の関係機関や地域自立支援推進会議と連携し、地域の就労課題の共有や関係者のスキルアップ等を図るとともに、就労支援、職場定着支援など、障害のある人の就労を総合的に支援します。 ●「就労定着支援」について、普及・促進を図ります。

基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

(1) 人権の尊重と差別の禁止

《現状と課題》

- 障害のある人もない人も共に暮らせるまちをつくっていくためには、市民一人ひとりがノーマライゼーションの理念に基づき、障害や障害特性等を理解したうえで、障害のある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取り組みを進めていく必要があります。
- アンケート調査結果では、障害があることで差別を受けたり、いやな思いをした経験がある人が4割程度となっており、法整備や差別解消の取り組みは進みつつありますが、当事者にとっては、進んでいるとは言えない状況にあると考えられます。
- 本市では、職員を対象とした人権問題に関する研修や、人権啓発推進協議会とともに、人権に対する市民の理解を深めるための講演会や研修会等を開催し、さらには人権に関するパンフレットや標語入り啓発物品を企画・作成し、市の行事や講演会・研修会等を通じ配布し、啓発活動を進めています。
- 障害者差別解消法の施行を受け、平成28年（2016年）11月に「羽曳野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定、平成29年（2017年）1月に施行し、市職員に求められる障害を理由とした差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について決めました。また、障害のある人に対する理解を深め、合理的配慮の具体例等を周知するための職員研修を実施するとともに、職員による障害を理由とした差別があった際に、適切に対応するための市民向けの苦情相談窓口を設置しました。
- また、平成23年（2011年）6月に「障害者虐待防止法」が成立し、障害のある人への虐待防止に向けた、市民への幅広い周知や、事案が発生した場合の具体的な救済、保護のための体制整備が進められています。障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、24時間緊急対応を実施していますが、通報の大半は警察からとなっており、先行して法整備された児童、高齢者と比較し周知が進んでいないことが懸念されます。また、施設従業員による虐待事例も続いており、虐待防止に関する事業所指導や広報の充実が必要です。

《施策の実施状況》

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
人権意識高揚に係る研修への市職員参加者数	47 人	25 人	47 人
障害や障害のある人に対する理解の促進に係る研修への市職員参加者数	60 人	92 人	61 人
市民セミナー参加者数	34 人	33 人	72 人
人権に関する講演会（きらりはびきの）参加者数	516 人	412 人	307 人
高齢者の成年後見制度の利用支援	42 人	51 人	35 人

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 広く市民の人権に関する意識を高めるために、さまざまな人権問題をテーマにした市民対象の研修会を実施します。 ● 職員研修を通じて人権意識のさらなる高揚を図り、さまざまな人権問題への理解の促進、人権を尊重する職員の育成に努めます。特に、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者支援の理念や合理的配慮に関する研修に取り組みます。職員対象の研修の企画に加え、庁外で実施されている研修等についても参加に努めます。 ● 市民、行政がそれぞれ役割を分担し、一体となって人権意識の高揚を図ります。
障害や障害のある人に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や障害のある人への理解の促進に向けて、広報や市のホームページ等の活用、人権に関するパンフレットの作製・配布、職員や市民向けの研修等を通じて啓発を行います。また、各種関係団体等と協働で、市民への意識の浸透を図ります。
差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所向けの差別解消法ガイドラインの作成等、差別解消法に関する啓発・周知を図ります。 ● 不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の問題について、相談・支援の体制整備を行うとともに、問題解決に向けた取り組みの方向性について、地域自立支援推進会議を中心に検討を進めます。
人権啓発事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携協力体制を維持しながら、人権啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な人権啓発方法を検討し、実施します。また、12月の人権週間にあわせ、人権に関する講演会を実施します。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの成長段階にあわせ、体験学習等を含めて系統的に実施する福祉教育や、各学校で実施されている交流事業を通じ、障害に関する理解を深めます。
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、市民後見人や法人後見人の養成に取り組み、必要に応じて制度の利用を支援します。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待の防止等に関する事業所指導や市民向け広報による周知を図ります。また、障害担当課において24時間対応で通報等を受け付ける体制を継続し、関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期救済に取り組めます。 ● 虐待に関する通報があった場合、速やかに障害のある人等の安全の確認や虐待の事実確認を行い、適切に対応します。 ● 相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市との連携の重要性について周知を図ります。 ● 関係機関と連携し、虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等を検証し、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組めます。 ● 特に死亡事案等、重篤事案については、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断するとともに、発生要因の分析や事後検証を実施して、再発防止に向けた取組に努めます。

(2) 行政サービスにおける合理的配慮

《現状と課題》

- 障害者差別解消法の成立等により、障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的な一切のことがらである社会的障壁を除去、軽減するための合理的配慮について、特に行政サービスにおいては取り組みを充実させることが求められています。
- 公的な手続きや情報提供、意思疎通において、障害のある人が排除されないよう、障害に応じた配慮を追求するとともに、社会のあらゆる場で合理的配慮の取り組みが促進されるよう、働きかけを進める必要があります。
- 本市では、広報紙やホームページの作成時に文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供を心がけています。また、広報紙の記事を読み上げた音声CDや点字版もあわせて製作し情報提供しています。
- 窓口においてはローカウンターにしたり、音声及びモニターで受付番号の案内を表示したりするなど、視覚障害のある人や聴覚障害のある人にも利用しやすくなっています。
- また、介護保険料納付書の文書や介護保険冊子、講演会におけるプログラム、行政情報の提供など、音声化・点字化に努めるとともに、行事等に手話通訳者を派遣し、いつでも対応できる体制をとっています。
- 意思疎通支援の充実に向け、手話通訳者や点訳者をはじめ、朗読ボランティア、要約筆記奉仕員等、各種ボランティアグループや個人ボランティアの育成・支援を行っています。今後も意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳者や点訳者、要約筆記奉仕員等の養成に努める必要があります。
- 的確でわかりやすい情報アクセシビリティを心がけ、障害のある人の社会参加へつなげていくことが課題です。

《施策の実施状況》

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
「声の広報」ホームページへのアップ 件数		274 件	261 件	299 件
点字広報の年間製作数		12 冊	12 冊	12 冊
声の広報 利用状況	利用者数	21 人	21 人	21 人
	音声CD利用数	252 枚	252 枚	252 枚

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
行政サービスにおける合理的配慮の追求	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の権利を制限する社会的障壁の除去・軽減について、特に行政サービスにおいては、必要かつ合理的な配慮ができるよう、市をあげて取り組みます。 ● 行政サービスの実行者である行政職員が、求められる合理的配慮の考え方や、具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。 ● 障害を理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を追求します。選挙における配慮や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置等、障害特性に応じた手続き・情報利用が可能となるような取り組みを引き続き推進します。
情報バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入します。 ● 広報紙の点字版や音声CDを作成し、情報アクセシビリティの充実に努めます。
点字などによる情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請用紙記入の際の説明文書の簡易化や各種申請書の記入例の点字化等に努めます。 ● 講演会プログラムだけでなく、啓発パンフレット等の点字化、音声化により、情報提供の充実に努めます。 ● 情報の入手が障害の程度や種類に関係なく、正確かつ早くできる体制を整備します。
手話通訳者等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思疎通支援の充実に図るため、今後も社会福祉協議会等と連携しながら、手話通訳者や点訳者、要約筆記者等の養成に努めます。
「羽曳野市手話言語条例」の周知等	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者権利条約や障害者基本法において、意思疎通手段としての手話等の非音声言語も「言語」として規定されています。大阪府など府内自治体でのいわゆる「手話言語条例」の制定も広がり、本市では平成31年度（2019年度）に「手話言語条例」を施行し、条例の周知に努めています。

(3) 地域福祉活動・交流活動の推進

《現状と課題》

- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域でのきめ細かな支援体制をつくることが求められています。
- 地域では障害のある人の生活を、住民同士の支え合いや助け合いにより支援していくため、さまざまなボランティア団体や障害者団体、保護者会、家族会、市民グループ、NPO等が活動しており、交流や活動、情報交換の機会を通じて、障害のある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。
- 共同生活援助（グループホーム）の新設等において、地域の理解を十分に得られない場合があることが、事業所調査等で指摘されており、地域における理解促進の取り組みを進めるとともに、共生社会の理念について、広く周知を図ることが求められます。
- 市内全 14 の小学校区において校区福祉委員会を中心に、地域特性を生かし、いきいきサロン、ふれあい食事会、子育てサロンなど、高齢者や障害のある人、子育て中の親子などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合いの活動が行なわれています。
- 第3期羽曳野市地域福祉計画において市内の福祉領域を超えた専門機関のネットワークの構築の推進を位置づけました。平成 28 年度（2016 年度）より「羽曳野市地域福祉専門職ネットワーク交流会」を開催し、市内の専門機関・行政職員との顔の見える関係を構築し、制度の狭間に陥る人を生み出さないようなネットワーク構築を進めています。
- 講演会などにおいては、主催者の要請により手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点字点訳の活用など、誰もが幅広く参加できるよう、支援を行っています。今後もこうした意思疎通を支援しながら、障害のある人との交流や、障害のある人の社会参加を促進します。

《施策の実施状況》

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
「ふれあいネット雅び」地域福祉推進チームへの参加数 (14 校区構成メンバー総数)	419 人	418 人	422 人

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加により、障害のある人とない人との交流を促進するとともに、ボランティア活動に参加することにより充実感や生きがいを感じられることに留意して、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進します。
小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネット雅び等と連携しながら、セーフティネットの構築・活用など、地域福祉活動の推進に努め、地域の実情を把握するとともに、障害のある人の相談を受けたり、困難な事例への対応などに努めます。 ● ふれあいネット雅びの活動を軸に、高齢者・障害のある人・子ども等を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、ボランティア等の自主的な活動を促進します。
関係団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。 ● 校区福祉委員会、ふれあいネット雅びなどが行う小地域での「つながり・支えあい」ネットワーク活動への支援を行います。
社会資源を活用した地域とのつながりづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の共同生活援助（グループホーム）やサロン活動等の資源を活用して、障害のある人の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりづくりを進めます。
交流機会の拡充とボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 校区福祉委員会やボランティア等市民の福祉活動をはじめ、障害者・高齢者団体等の自主的な活動を支援し、交流や憩いの場を提供するとともに、ボランティアの育成を進めます。
地域における交流などを通じた障害のある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や障害のある人への理解を深めるため、地域の祭りや行事等の交流機会を通じて、障害のある人と地域住民との交流を促進します。
講演会等における意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が主催する講演会だけでなく、研修会等においても手話通訳者や要約筆記者の派遣、資料の点字化等を行い、誰もが参加しやすい場づくりに努めます。

(4) スポーツ・文化活動の推進

《現状と課題》

- スポーツ等の活動は、障害の有無を問わず一人ひとりの人生をより充実したものにすると
いう要素を持っており、「リハビリテーション」「体力維持・増進並びに残存能力の維持」
だけではなく、人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障害のある人の自立と社
会参加の促進にも大きな役割を果たしています。
- 市立総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）においては、身体障害のある人が無理
なく館内に入館できるように施設を整備しています。また、その他の体育施設においても、
身体障害のある人用の駐車スペースや動線の確保並びに気軽にスポーツに親しめるよう、
スポーツ教室や講習会等を開催しています。健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場では、
障害者等の利用料金、器具使用料を毎月第1及び第3土曜日については無料としています。
- 障害のある人となない人が共にスポーツに親しむ機会の拡充については、スポーツ基本法に
基づきスポーツ推進委員を委嘱し、ニュースポーツの普及・促進活動に取り組んでおり、
今後もこうした機会を通じて、障害のある人たちの交流機会の拡充や社会参加の促進等
を行う必要があります。
- 文化芸術については、障害の有無に関わらず、文化芸術を創造・享受する人の心の豊かさ
や相互理解をもたらすという基本理念のもと、平成30年（2018年）6月に「障害者
による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。
- 文化活動においては、身体障害のある人向けの福祉教養講座を開催しており、参加しやす
いよう、手話通訳者・要約筆記者派遣に加えて、点字資料を作成しています。その他、障
害のある人が障害のある人に教える「ピアパソコン教室」、華道・茶道教室等の「文化教室」
を開催しています。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年（2019年）6月に施
行され、障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書に親しむことができるよう、
支援施策の実施に努める必要があります。
- 本市では、視覚障害者等の読書環境の整備を進めており、陵南の森図書館では、視覚障
害のある人にデイジー図書（専用の機器やパソコンソフトを利用する録音図書）を提供し
ています。また、活字による読書が困難な人は、LLブック（かんたんな言葉や絵や写真を
つかってやさしく読めるように作られた本）、マルチメディア・デイジー（音声と文字と絵
を合わせた、パソコンで見る本）なども利用できます。
- 「新型コロナウイルス感染症」の流行に伴い、スポーツや文化活動など、交流機会となる
ようなさまざまな活動の実施が困難となりました。今後は、「新しい生活様式」を取り入れ
た感染予防策や新たな活動方法を検討しつつ、障害のある人がスポーツや文化芸術に接す
る機会や交流活動の拡充に努める必要があります。

《施策の実施状況》

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
ニュースポーツイベント参加者数	186 人	141 人	36 人
福祉教養講座参加延べ人数	77 人	76 人	38 人
録音図書の貸出タイトル数	373 タイトル	379 タイトル	344 タイトル

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
スポーツを通じた交流の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツが人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障害のある人たちの自立と社会参加の促進につながるよう充実を図ります。
障害者スポーツの普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●パラリンピックをはじめ、国際化の進展に伴って、世界共通の文化として、スポーツがますます重要になってきていることから、有料体育施設の減免措置や関係各課の連携強化を図り、障害者スポーツの普及、推進に取り組めるよう調査・研究を行い、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。
ニュースポーツの普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●羽曳野市スポーツ推進委員と連携し、子どもから高齢者・障害のある人も楽しめるニュースポーツの校区での普及に努めます。
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●趣味とも結びつくよう、誰もが参加しやすい講座、教室等の充実を図ります。 ●一人でも多くの障害のある人が生涯学習に取り組むことができるよう、市の広報等を利用し、周知を図ります。 ●身体障害のある人を対象とした福祉教養講座を実施します。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動等の情報を収集し、提供します。
文化活動等を通じた交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体やボランティア等と連携しながら、交流機会の拡充を図ります。 ●障害のある人の文化芸術活動について、発表等の機会の確保や情報収集・発信などに努めます。
移動支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図ります。
参加しやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公園等の整備・改修にあたっては、障害のある人が利用できるトイレの設置など、バリアフリー化を進め、快適に利用できるよう、環境づくりを進めます。
視覚障害等のある人の読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害等のある人が読書に親しむことができるよう、利用しやすい書籍等の充実のほか、各種支援施策の実施に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくり

《現状と課題》

- 行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、高齢者や障害のある人をはじめ、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みを進める必要があります。
- 市民の生活に密着した公園の新設、全面改修については、大阪府の「福祉のまちづくり条例」に適合するように計画整備を行っています。公園管理について、特に出入り口は可能な限り段差を解消し、車いすの人が利用可能な状態に整備しています。
- 市営住宅については、老朽化が進んでいる耐震不足住宅の集約建替えを実施し、住宅内及びエレベーターやスロープを設置しバリアフリー化を進めています。今後も計画的に市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、民間住宅のバリアフリー化も進める必要があります。
- 都市計画マスタープランでは「市街地における良好な居住環境の形成を図るため、緑化の推進、防災性の向上策の検討、バリアフリー化の推進」を掲げていますが、今後も市営住宅に加え、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査結果では、災害時に必要な支援を受けることができるか不安を感じている人が多い一方で、半数以上の人々が避難場所を知らないという結果となりました。避難時や避難所において必要な情報が得られるかなど、支援体制の充実が求められています。
- 本市では、平成 28 年（2016 年）2月に策定した地域防災計画において、「避難行動要支援者支援体制の整備」として、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等の要援護者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備について定めています。要援護者に配慮した避難場所の確保や、「避難行動要支援者名簿」等の整備、地域による支援体制づくり、防災に関する情報伝達手段の構築等、取り組みの強化が求められています。
- 柏原羽曳野藤井寺消防組合では、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能の障害のある人が円滑に消防への通報を行える Net119 緊急通報システムを導入しています。また、大阪府警察では、事件・事故、緊急事態発生時において、聴覚や言語に障害のある人の緊急通報用のファックス 110 番、メール 110 番を開設しています。

《施策の実施状況》

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
消費者被害事例への対応	421 件	413 件	426 件
消費生活出前講座実施数	8 回	3 回	7 回
避難行動要支援者名簿への手帳所持者 (3 障害) 登録者数	503 人	504 人	554 人

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
地域での防犯カメラの設置	63 台	63 台	63 台
自主防災組織地区リーダー養成講習会 参加者	21 人	32 人	36 人

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
公園整備・改修の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉のまちづくり条例」に基づき、関連機関と連携しながら、整備・改修を進めます。
バリアフリー重点 地区における整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）」の重点整備地区である「恵我ノ荘駅周辺地区」の生活関連経路等について、重点的な整備を進めます。
市営住宅の整備 ・住宅改造助成の 促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅について、必要に応じてエレベーターやスロープを設置し、今後も計画的なバリアフリー化を進めます。 ●屋内の移動に支援が必要な重度の障害のある人に対し、居宅の段差解消やスロープの設置工事等のため、住宅改造助成を行います。
住宅政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅全体について、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組みます。 ●サービス付高齢者住宅やシェアハウスを含め、障害のある人の住まいの確保にむけ、民間事業者と連携し、取り組みを進めます。
避難行動要支援者 への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「避難行動要支援者名簿」の整備を進めるとともに、避難支援等関係者への情報提供に同意した者の「避難行動要支援者台帳」の作成及び情報提供により自主防災組織等、地域における共助を推進し、支援体制の強化を図っていくとともに、情報の伝達手段や避難所の整備等について、災害発生時に実効性のある支援計画の策定を推進します。 ●要援護者の心身の状況に配慮した避難場所を確保できるように、福祉施設や医療機関との連携を強めます。
自主防災組織の 育成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域団体等と連携し、自主防災組織の結成促進や防災・避難訓練等の実施を促進し、障害のある人等が、災害時にも避難できるように体制づくりを進めるとともに、地域での防災活動を促進します。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ●広報、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。また、民生委員児童委員や地域住民の理解を得ながら、災害時における障害のある人々の支援ネットワークづくりの推進に努め、一層の防災意識の向上へとつなげます。 ●障害のある人等への犯罪被害を防止するため、防犯知識の周知徹底や悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、防犯活動の充実を図り、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを強化します。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

1 基本的視点

(1) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障害福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。

サービスの利用にあたっては、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。

(2) 障害や生活の状況に応じたニーズへの対応

障害福祉サービスは、それを必要とする人が、障害の状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知を進めるとともに、相談支援等を通じて支援します。従来制度の谷間にあった、発達障害や高次脳機能障害、難病の方等についても、必要な支援を受けられるよう、情報提供を進め、専門機関との連携に努めます。

(3) 地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障害のある人が必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。生活と就労を支えるサービスや相談支援の充実を進め、自立した生活の開始・継続を支援します。

また、広く市民や地域団体、事業所等に対し、差別の禁止や社会的障壁の除去、共生社会の実現について、啓発を進めます。

(4) 障害児支援の充実

障害のある児童とその家族が、安心して生活・学習を続けることができ、力を伸ばしていける環境整備が求められています。これまで不十分だった医療的ケアの必要な児童へのサービス提供体制の整備等、障害児支援のさらなる充実に取り組みます。

2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

(1) 基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 **【新規】** 障害福祉人材の確保
 - 障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても障害福祉事業を実施していくための提供体制の確保とそれを担う人材の確保
 - 人材の確保に向けた、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する積極的な周知・広報の実施
- 7 **【新規】** 障害者の社会参加を支える取組
 - 障害のある人が文化芸術活動を通じて、その個性と能力の発揮及び社会参加を図ることや視覚障害のある人等の読書環境の計画的な整備

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 障害福祉サービスの提供体制

- 1 必要な訪問系サービスの保障
 - 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実
- 2 希望する障害のある人などへの日中活動系サービスの保障
 - 希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - 地域における居住の場としてのグループホームの充実
 - 地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進による、施設入所・入院から地域生活への移行
 - 各関係機関の連携による地域生活支援機能を担う体制の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - 就労移行支援事業等の推進による障害のある人の福祉施設から一般就労への移行
 - 福祉施設における雇用の場の拡大

5 【新規】強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう人材育成等を通じた支援体制の整備

6 【新規】依存症対策の推進

- アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見の解消
- 関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等
- 自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援など、地域の関係機関の密接な連携による依存症である者及びその家族に対する支援の充実

② 相談支援の提供体制

1 相談支援体制の構築

- 障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制の確保
- サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保

3 発達障害児者等に対する支援

- 相談体制の充実、発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

4 協議会の設置等

- 関係機関、関係団体、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などから構成される協議会の設置、活用

③ 障害児支援の提供体制

1 地域支援体制の構築

- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できる地域における支援体制の整備

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 子育て支援施策との緊密な連携

3 地域社会への参加・包容の推進

- 育ちの場での支援に協力できるような体制の構築
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- 重症心身障害児、医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児、及び虐待を受けた障害児等、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

5 障害児相談支援の提供体制の確保

- 乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供できる相談支援の整備

3 障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度（2019年度）において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練等を利用することで、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定することとされています。

【国が定める目標値】

- 地域生活への移行者数：令和元年度（2019年度）末入所者数の**6%**以上
- 施設入所者数：令和元年度（2019年度）末の**1.6%**以上削減

【大阪府の考え方】

●地域生活への移行者数

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

●施設入所者の削減数

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。なお、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者など真に施設入所支援が必要な場合を検討し、その検討結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

【本市の考え方】

●地域生活への移行者数

国及び大阪府の方針に基づき、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者69人の6%である5人が地域生活へ移行することを目標として設定します。

●施設入所者の削減数

施設入所者数の削減に関しては、新たな施設入所者も勘案し、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者の1.6%である1人を削減することとして目標として設定します。

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度
施設入所者数	69人

項目	令和元年度（実績値）	令和5年度（目標値）
地域生活移行者数	0人	5人
施設入所者数の削減人数	-2人	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：316 日以上
【新規追加】
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率
入院後三か月時点 69%以上、入院後六か月時点 86%以上、入院後一年時点 92%以上

【大阪府の考え方】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
大阪府の目標値の長期入院患者数 8,688 人に対し、市町村に按分した数値を下限として、目標値を設定されたい。なお、目標値の設定にあたっては、65 歳以上と 65 歳未満は区別しないこととする。
- 精神病床における早期退院率
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、目標値を設定します。

地域自立支援推進会議の地域移行・定着支援部会に設置した保健・医療・福祉関係者による協議の場では、関係者間で地域の課題を共有し、目標の設定を行い、定期的に進捗状況、目標達成状況を確認します。また、関係者が顔の見える関係を構築し、連携により既存の資源・仕組みの有効活用を図ります。

【本市の実績と目標値】

●精神病床における入院患者の地域移行

項目	令和元年度（実績値）	令和5年度（目標値）		
精神病床における1年以上の長期入院患者数	103人	98人		
精神障害のある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	—	316日以上		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量（利用者数）	2人	1人	1人	
項目	入院後三か月後	入院後六か月後	入院後一年後	
精神病床における早期退院率	69%以上	86%以上	92%以上	

【関連する活動指標】

●保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の設置		1箇所	1箇所	1箇所
開催回数		1回	1回	1回
参加人数	保健	1人以上	1人以上	1人以上
	医療	1人以上	1人以上	1人以上
	福祉	1人以上	1人以上	1人以上
	介護	0人	0人	1人以上
	当事者	0人	0人	1人以上
	家族	0人	0人	1人以上
	その他	0人	0人	1人以上
目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回

●精神障害者のサービス利用者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数	1人	1人	2人
地域定着支援の利用者数	1人	2人	2人
共同生活援助の利用者数	17人	20人	23人
自立生活援助の利用者数	1人	1人	2人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討【新規追加】

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに各市町村もしくは圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づきますが、既に本市では地域生活支援拠点等の面的な整備を行っているものの、親元からの自立、就職等、自立支援に資するため、令和5年度（2023年度）には機能強化を図ることを目標とします。また、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度（実績値）	令和5年度（目標値）
地域生活支援拠点等の整備	面的整備（1箇所）	機能強化

【関連する活動指標】

項目	令和元年度（実績値）	令和5年度（目標値）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	0回／年	1回／年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和元年度（2019年度）の1.27倍
（うち移行支援事業：1.3倍 就労A型：1.26倍 就労B型1.23倍【新規追加】）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用者【新規追加】
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上【新規追加】

【大阪府の考え方】

- 一般就労への移行者数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用者
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
大阪府では、個々の就労継続支援B型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて、目標値を令和3年（2021年）2月に設定予定である。
市町村においては、就労継続支援B型事業所の位置付けを十分に踏まえつつ、大阪府が提供する市町村単位での令和5年度（2023年度）の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度（2019年度）の工賃の平均額の実績よりも令和5年度（2023年度）の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定されたい。

【本市の考え方】

- 一般就労への移行者数
一般就労の移行者数を令和元年度（2019年度）の1.27倍である37人を目標として設定し、その内訳として就労移行支援で27人、就労継続支援A型で6人、就労継続支援B型で4人を目標値として定めます。
- 就労定着支援事業利用者
令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業の利用者であることを目標に定めます。
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標に定めます。
- 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
大阪府が個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した金額を目標に定めます。

【本市の実績と目標値】

項 目	令和元年度（実績値）	令和5年度（目標値）
一般就労への移行者数	26 人	37 人
就労移行支援事業	19 人	27 人
就労継続支援 A 型	4 人	6 人
就労継続支援 B 型	3 人	4 人
一般就労移行者における 就労定着支援利用者割合	—	7 割以上
就労定着率 8 割以上の就労 定着支援事業所	—	7 割以上
就労継続支援（B 型）事業 所における工賃の平均額	10,037 円	11,001 円

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

【国が定める目標値】

- 障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言と相談支援事業者の人材育成の支援について、件数の見込量を算定する。地域の相談機関との連携強化の取組について、実施回数を見込みを活動指標として設定する。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、令和5年度（2023年度）までに基幹相談支援センターを設置することをめざします。地域における障害者相談支援施設や団体に対して専門的な指導・助言や情報収集・提供を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。また、事業者に対し、事業への参入や拡充の勧奨に引き続き努めます。

活動指標としては、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援と相談機関との連携強化の取組をそれぞれ年間1回実施することを定めます。

【本市の実績と目標値】

項目	令和5年度（目標値）
基幹相談支援センターの設置	有

【関連する活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件/年	0件/年	4件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件/年	0件/年	4件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0件/年	0件/年	1回/年

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

【国が定める目標値】

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - ・事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

【大阪府の考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適正な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、令和5年度（2023年度）末までに以下の事項を目標として設定することを基本とする。

○大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う

○大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する

○大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する

市町村においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努められたい。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する研修への参加及び障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有を活動指標として定めます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪府の実施する研修への市職員の参加人数		1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有	有	有
	回数	1回	1回	1回

(7) 発達障害者等に対する支援【新規（活動指標のみ）】

【国が定める目標値】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

【大阪府の考え方】

市町村はペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、下記の通りそれぞれ年度ごとに見込量を算出する。

なお、ペアレントメンターについては、大阪府がペアレントメンターを養成し、市町村（指定都市を除く）が開催する講演会などにペアレントメンターを派遣してきたことを踏まえ、ペアレントメンターの人数の見込量を算出する。なお、市町村において、独自にペアレントメンターを養成することが必要と認める場合には、そのペアレントメンターの人数の見込量を算出する。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、支援プログラム等の受講者を活動指標として定めます。

ペアレントメンター及びピアサポート活動に関しては、大阪府が主として取組を進めるため、本市においては、大阪府と連携し、協働して取り組みます。

また、大阪府発達障がい者支援センターとの連携に努めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等の受講者数	0人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

4 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等【継続・新規】

【国が定める目標値】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新規追加】

【大阪府の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
国の基本指針に沿った目標設定とし、市町村（圏域でも可）が令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに大阪府と市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。

【本市の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
本市においては、すでに南河内北圏域（羽曳野市・藤井寺市・松原市）に児童発達支援センターが整備されています。また、保育所等訪問支援についても、1か所のサービス提供事業所が存在し、サービスを利用できる体制は構築しています。そのため、児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づき、目標数値を設定します。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
本市においては、すでに協議の場を設置済みであり、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
児童発達支援センターの設置	南河内北圏域で1箇所	南河内北圏域で1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制	1箇所	体制の充実
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人

5 活動指標の算定方法

成果目標の達成に向けて、地域移行や一般就労移行をめざす障害のある人の支援に取り組むと同時に、活動指標となる障害福祉サービスの利用見込量を次章で示します。

サービス見込量の算出は、基本的に以下の考え方に沿って行っています。

平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）の障害福祉サービスの利用実績から、障害種別ごとに利用者数・利用量（月当たり時間・日数）の伸び率を算出。

〔 令和 2 年度（2020 年度）の利用実績が、新型コロナウイルス感染症による影響があることが懸念されるため、平成 29 年度（2017 年度）の実績も算出に加味しました。 〕

算出された伸び率から、計画期間における各障害福祉サービスの利用者数見込を算出

障害種別ごとに算出された数値を合算して、各サービスの自然体推計量を算出

地域移行支援や就労支援等の施策目標に基づいて必要となるサービス量を推計し、自然体推計量に合算

近年の利用の動向やアンケート調査結果等において示された潜在的ニーズによる利用の増減を可能な限り見込み、サービス見込量を決定

第6章 障害福祉サービス等の推進

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「障害福祉サービス」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

障害児通所支援等については、児童福祉法に基づき実施していきます。

障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

- | | | |
|---------------|-------------|-------|
| ①居宅介護（ホームヘルプ） | ②重度訪問介護 | ③同行援護 |
| ④行動援護 | ⑤重度障害者等包括支援 | |

(2) 短期入所・日中活動系サービス

- | | | |
|----------------|-------------|------------------|
| ①短期入所（ショートステイ） | ②生活介護 | ③自立訓練（機能訓練、生活訓練） |
| ④就労移行支援 | ⑤就労継続支援（A型） | ⑥就労継続支援（B型） |
| ⑦療養介護 | ⑧就労定着支援 | |

(3) 居住系サービス

- | | | |
|------------------|---------|---------|
| ①共同生活援助（グループホーム） | ②施設入所支援 | ③自立生活援助 |
|------------------|---------|---------|

(4) 相談支援

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ①計画相談支援 | ②地域移行支援 | ③地域定着支援 |
|---------|---------|---------|

障害者・障害児

地域生活支援事業

(1) 必須事業

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ①相談支援事業 | ②理解促進研修・啓発事業 |
| ③自発的活動支援事業 | ④成年後見制度利用支援事業 |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | |
| ⑥意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業 | |
| ⑦日常生活用具給付等事業 | ⑧移動支援事業 |
| ⑨地域活動支援センター機能強化事業 | |

(2) 任意事業

- | | |
|-------------|------------|
| ①訪問入浴サービス事業 | ②日中一時支援事業 |
| ③生活支援事業 | ④更生訓練費給付事業 |
| ⑤社会参加促進事業 | （令和3年度末廃止） |

児童福祉法に規定するサービス

(1) 障害児通所支援

- | |
|--------------|
| ①児童発達支援 |
| ②医療型児童発達支援 |
| ③放課後等デイサービス |
| ④保育所等訪問支援 |
| ⑤居宅訪問型児童発達支援 |

(2) 障害児相談支援

- | |
|----------|
| ①障害児相談支援 |
|----------|

1 障害福祉サービス

平成 30 年度（2018 年度）及び令和元年度（2019 年度）における利用実績等（利用者数・利用時間）及び、障害ごとの障害者数の推移に基づき、利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求め、サービス見込量を算出しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において入浴・排せつ・食事などの介護・調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。

利用者数は、身体障害、精神障害については、平成 30 年度（2018 年度）及び令和元年度（2019 年度）の利用者数の伸びを基に求め、知的障害、障害児については、令和元年度（2019 年度）実績どおり、難病については、令和 2 年度（2020 年度）見込どおりとしています。

量の見込みは、身体障害、精神障害については、令和元年度（2019 年度）実績より利用者一人あたりの平均利用時間を求め、サービス見込量を算出し、知的障害、障害児については、令和元年度（2019 年度）実績どおり、難病については、令和 2 年度（2020 年度）見込どおりとしています。

【1 か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和 2 年度は見込）			見込量		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
利用者数 [人/月]	身体	107	109	108	111	113	115
	知的	38	36	35	36	36	36
	精神	74	77	72	79	81	83
	障害児	6	8	5	8	8	8
	難病	3	2	3	3	3	3
	合計	228	232	223	237	241	245
量の見込み [時間/月]	身体	3,386	3,315	3,360	3,376	3,437	3,497
	知的	342	276	231	276	276	276
	精神	986	905	677	929	952	976
	障害児	114	140	74	140	140	140
	難病	50	49	79	79	79	79
	合計	4,878	4,685	4,421	4,800	4,884	4,968

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由か重度の行動障害を有する人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

利用者数、量の見込みとも、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	5	4	4	4	4	4
	知的	3	2	2	2	2	2
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	8	6	6	6	6	6
量の見込み [時間/月]	身体	512	430	383	430	430	430
	知的	334	438	492	438	438	438
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	846	868	875	868	868	868

③ 同行援護

移動に著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

利用者数、量の見込みとも、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	31	27	22	27	27	27
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	31	27	22	27	27	27
量の見込み [時間/月]	身体	858	726	472	726	726	726
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	858	726	472	726	726	726

④ 行動援護

行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

利用者数、量の見込みとも、知的障害については、令和元年度（2019年度）実績どおり、障害児については、令和2年度（2020年度）見込どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	知的	17	18	15	18	18	18
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	1	0	3	3	3	3
	合計	18	18	18	21	21	21
量の見込み [時間/月]	知的	829	855	690	855	855	855
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	24	0	147	147	147	147
	合計	853	855	837	1,002	1,002	1,002

⑤ 重度障害者包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

本計画期間中の見込み量は設定していませんが、ニーズに応じてサービスの提供を検討します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	重度障害	0	0	0	-	-	-
量の見込み [時間/月]	重度障害	0	0	0	-	-	-

(2) 短期入所・日中活動系サービス

① 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

利用者数は、知的障害については、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求め、身体障害、精神障害、障害児については、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

延べ利用日数の見込みは、知的障害については、令和元年度（2019年度）実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出し、身体障害、精神障害、障害児については、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	27	30	24	30	30	30
	知的	47	53	34	53	58	63
	精神	0	1	0	1	1	1
	障害児	7	8	5	8	8	8
	合計	81	92	63	92	97	102
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	254	249	160	249	249	249
	知的	321	380	214	380	416	452
	精神	0	1	0	1	1	1
	障害児	30	37	21	37	37	37
	合計	605	667	395	667	703	739

② 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

利用者数は、知的障害、精神障害については、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求め、身体障害については、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。知的障害については、支援学校の卒業生等の利用を勘案するとともに、アンケート調査結果において、今後利用したいサービスとしてのニーズが高いことから、利用の増加を見込んでいます。

延べ利用日数は、知的障害、精神障害については、令和元年度（2019年度）実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出し、身体障害については、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	102	108	106	108	108	108
	知的	199	199	204	209	214	219
	精神	3	5	4	7	9	11
	合計	304	312	314	324	331	338
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	1,900	1,990	1,972	1,990	1,990	1,990
	知的	3,959	3,954	4,075	4,153	4,252	4,351
	精神	37	43	33	60	77	95
	合計	5,896	5,987	6,080	6,203	6,319	6,436

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

利用者数は、知的障害については、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求め、身体障害、精神障害については、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

延べ利用日数は、知的障害については、令和元年度（2019年度）実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出し、身体障害、精神障害については、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	1	1	0	1	1	1
	知的	2	4	9	11	14	18
	精神	2	2	2	2	2	2
	合計	5	7	11	14	17	21
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	12	11	0	11	11	11
	知的	31	73	184	201	256	329
	精神	31	38	34	38	38	38
	合計	74	122	218	250	305	378

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用者数は、知的障害については、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求め、身体障害、精神障害については、令和元年度（2019年度）実績または2年度（2020年度）見込どおりとしています。

延べ利用日数は、知的障害については、令和元年度（2019年度）実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出し、身体障害、精神障害については、令和元年度（2019年度）実績または2年度（2020年度）見込どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	1	1	3	3	3	3
	知的	17	20	16	20	23	26
	精神	24	23	16	23	23	23
	合計	42	44	35	46	49	52
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	18	17	45	45	45	45
	知的	308	327	275	327	376	425
	精神	389	389	284	389	389	389
	合計	715	733	604	761	810	859

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、利用者が就労支援事業所と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

利用者数、延べ利用日数とも、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	9	7	6	7	7	7
	知的	20	20	19	20	20	20
	精神	32	29	29	29	29	29
	合計	61	56	54	56	56	56
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	173	135	119	135	135	135
	知的	396	386	376	386	386	386
	精神	539	485	486	485	485	485
	合計	1,108	1,006	981	1,006	1,006	1,006

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

利用者数は、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の利用者数の伸びを基に求めています。

延べ利用日数は、令和元年度（2019年度）実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求めています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	31	30	31	32	33	35
	知的	83	84	86	88	90	92
	精神	39	50	58	59	62	65
	合計	153	164	175	179	185	192
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	547	531	553	566	584	620
	知的	1,586	1,613	1,636	1,690	1,728	1,767
	精神	458	635	775	749	787	826
	合計	2,591	2,779	2,964	3,005	3,099	3,213

⑦ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

利用者数の量の見込みは、令和2年度（2020年度）見込どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	合計	20	17	18	18	18	18

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

精神障害については、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求め、知的障害については、令和2年度（2020年度）見込どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	1	1	1	1	1	1
	精神	3	7	10	10	13	16
	合計	4	8	11	11	14	17

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

利用者数の量の見込みは、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求めています。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	21	24	25	25	26	27
	知的	96	104	113	128	133	138
	精神	10	13	15	17	20	23
	合計	127	141	153	170	179	188

② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

利用者数の量の見込みは、令和2年度（2020年度）見込どおりとしています。目標を踏まえ修正しています。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	27	27	27	27	27	27
	知的	43	40	40	40	40	39
	精神	1	0	0	-	-	-
	合計	71	67	67	67	67	66

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うなど適切な支援を行います。

地域移行の促進による利用の増加を見込んでいます。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	0	0	0	0	1	1
	精神	0	0	0	1	1	2
	合計	0	0	0	1	2	3

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害のある人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

利用者数の量の見込みは、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基準としながら、アンケート調査結果より、今後利用したいサービスとして、知的障害及び精神障害のある人のニーズが高いことから、利用の増加を見込んでいます。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	40	42	33	42	44	46
	知的	68	70	79	79	85	91
	精神	35	41	32	41	47	53
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	143	153	144	162	176	190

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他適切な支援を行います。

地域移行の促進による利用の増加を見込んでいます。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	0	0	0	-	-	-
	精神	1	1	0	1	1	2
	合計	1	1	0	1	1	2

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他必要な支援を行います。

地域移行の促進による利用の増加を見込んでいます。

【1か月あたりの利用者数】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	2	3	3	4	4	5
	精神	1	1	0	1	2	2
	合計	3	4	3	5	6	7

2 障害児支援

平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用実績に基づき、基本的には利用が今後も増加することを見込みます。

（1）障害児通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

利用者数は、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基としながら、アンケート調査結果において、今後利用したいサービスとしてのニーズがあったことから、利用の増加を見込んでいます。

延べ利用日数の見込みは、実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求め、算出しています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	93	111	94	132	158	189
延べ利用日数 [人日分/月]	1,141	1,252	1,048	1,374	1,508	1,655

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	0	0	0	-	-	-
延べ利用日数 [人日分/月]	0	0	0	-	-	-

③ 放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練など必要な支援を行います。

利用者数は、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基としながら、アンケート調査結果において、今後利用したいサービスとしてのニーズが最も高いサービスであったことから、利用の増加を見込んでいます。

延べ利用日数の見込みは、実績より利用者一人あたりの平均利用日数を求め、算出しています。

【1か月あたりの利用者数及び延べ利用日数】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	203	257	260	283	312	344
延べ利用日数 [人日分/月]	3,010	3,781	3,814	4,133	4,518	4,939

④ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、認定こども園、学校等に通う障害のある児童に対して、その施設を訪問し、障害のない児童との集団生活に適應するための専門的な支援などを行います。

利用者数、利用回数ともに見込み量は、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び利用回数】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	7	6	3	6	6	7
利用回数 [回/月]	7	6	3	6	6	7

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

【1か月あたりの利用回数】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	0	0	0	-	-	-
利用回数 [回/月]	0	0	0	-	-	-

(2) 障害児相談支援

障害児福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用者数の伸びを基に求めています。

【1か月あたりの利用者数】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	47	56	45	61	66	71

(3) 子ども・子育て支援等

障害の有無に関わらず児童がともに成長できるよう、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。本計画と「はびきの子ども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」との調和を保ちつつ、障害のある児童の支援体制の整備において子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

一部を除き、障害のある児童のみの子ども・子育て支援等の利用量を見込むことは困難であるため、「はびきの子ども夢プラン」に掲載した利用見込み（全児童）を掲載しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 幼稚園・認定こども園（1号）	利用者数（人）
2. 認定こども園・保育所（2号・3号）	
3. 時間外保育事業（延長保育）	
4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
5. 地域子育て支援拠点事業	利用数（人回）
6. 幼稚園での預かり保育	利用数（人日）
7. その他の一時預かり	
8. 乳児家庭全戸訪問事業	件
9. 養育支援訪問事業	人数（人）

【利用見込み（全児童）】

項目		単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園・認定こども園	1号	人	692	671	650
認定こども園・保育所	2号 3～5歳	人	1,184	1,182	1,180
	3号 0歳	人	102	98	95
	3号 1～2歳	人	621	621	619
時間外保育事業（延長保育）		人	4,300	4,263	4,228
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	804	803	776
	高学年	人	309	310	309
地域子育て支援拠点事業		人回	31,662	31,662	31,662
幼稚園での預かり保育		人日	11,872	11,741	11,612
その他の一時預かり		人日	4,239	4,090	3,963
乳児家庭全戸訪問事業		件	611	593	575
養育支援訪問事業		人	36	36	36

【利用見込み（障害のある児童のみ）】

過去3年間（平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度））の事業を利用する全児童に占める障害のある児童の割合の平均から各年度の見込量を算出しています。

障害のある人に対するアンケート調査では、「支援学級や保育園で障害のある子どもに対し十分に支援できる人数を確保してほしい」、「幼稚園に通う際には、確実に加配の先生をつけて介助できるようにしてほしい」という声の一部であります。今後、各事業ごとの障害のある児童の利用ニーズの把握に努め、それに対応した支援体制の整備に取り組みます。

項目	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定こども園・保育所（2号・3号）	人	151	151	150

「1号」、「2号」、「3号」について（「はびきの子ども夢プラン」より）

1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する人

2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する人

3 地域生活支援事業

障害のある人等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として実施するものです。平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）における利用実績等や国・大阪府の基本的な考え方のもとにサービス見込量を算出します。

（1）必須事業

① 相談支援事業

障害のある人や家族の相談等に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化等に努めるとともに、地域自立支援協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談に努めます。

本市の相談窓口のあり方とあわせて基幹相談支援センターの設置について検討し、令和5年度（2023年度）中の設置をめざします。

《障害者相談支援事業》

障害のある人や家族等を対象とする相談事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的に支援します。

《基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されるものであり、専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、関係機関との連携強化、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取り組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業（居住サポート事業）》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	力所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	無	有	有	有

③ 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。

障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成などが示されています。第5期計画期間中は実施できていません。地域住民組織や活動団体などとの連携のもとでの実施方法について検討が必要です。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申し立てを行う制度です。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	2	3	3
	実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を準備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。第5期計画期間中は実施できていません。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、ろうあ者福祉指導員の配置と生活相談事業の実施、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	実利用件数 [件/年]	483	663	483	670	670	670
	実利用時間 [時間/年]	1,280	768	1,280	800	800	800
要約筆記者派遣事業	実利用件数 [件/年]	61	69	61	70	70	70
	実利用時間 [時間/年]	154	153	154	160	160	160
手話通訳者設置事業	実設置数 [か所]	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 [人/年]	36	30	0	30	30	30

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件/年	6	9	5	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	43	27	19	25	25	25
在宅療養等支援用具	件/年	19	20	15	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件/年	27	30	17	25	25	25
排せつ管理支援用具	件/年	2,926	3,048	3,135	3,200	3,250	3,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	5	6	0	5	5	5

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。近年の利用実績やアンケート調査結果を踏まえ、令和元年度（2019年度）実績どおりとしています。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/年]	身体	69	58	36	58	58	58
	知的	179	176	148	176	176	176
	精神	22	26	20	26	26	26
	障害児	22	25	14	25	25	25
	合計	292	285	218	285	285	285
量の見込み [時間/年]	身体	15,482	13,274	6,922	13,274	13,274	13,274
	知的	42,623	42,575	29,248	42,575	42,575	42,575
	精神	1,470	1,956	1,245	1,956	1,956	1,956
	障害児	10,737	9,738	4,889	9,738	9,738	9,738
	合計	70,312	67,543	42,304	67,543	67,543	67,543

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

本事業では、一日あたりの平均利用人数を3施設あわせて40人以上見込んでいる中で、実績は、平成30年度（2018年度）19.5人、令和元年度（2019年度）19.6人、令和2年度（2020年度）22.2人（9月現在）と、見込んでいる利用人数より大幅に下回っています。このような状況から、施設の統合や廃止等も含めた事業の見直しが必要と考え、令和3年度（2021年度）に設置箇所数や運営等についての見直しを行います。そのため令和4年度（2022年度）以降は設置箇所数、実利用者数とも未定としています。

【年間の事業見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置箇所数 [力所]	3	3	3	3	未定	未定
実利用者数 [人/年]	68	68	70	70	未定	未定

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	人/年	8	7	6	7	7	7
	回/年	545	503	492	503	503	503

② 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	人/年	7	8	3	8	8	8
	回/年	49	64	6	64	64	64

③ 生活支援事業

日常生活上必要となる訓練や指導等を行うほか、入浴サービスや健康相談なども実施することで日常生活を支援します。

【年間の事業見込み】

事業	単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活支援事業	人/年	10	9	7	9	9	9
	回/年	780	618	562	618	618	618

④ 更生訓練費給付事業

更生訓練費の支給により、就職等により自立する方の社会復帰を促進します。

本市では、平成30年度（2018年度）45人、令和元年度（2019年度）50人、令和2年度（2020年度）38人（9月現在）が利用していますが、障害福祉サービスが充実したことや国の対象事業から外れたこと等を踏まえ、周知期間を設けたうえ、令和3年度（2021年度）末で廃止します。

【年間の事業見込み】

事業	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
更生訓練費給付事業	継続	継続	継続	継続	廃止	—

⑤ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流を図るべく、障害者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、点訳・音訳等の方法による情報の提供、自動車改造にかかる経費の一部を助成するなど、今後も継続して、各サービスを実施することにより、障害のある人への支援と社会参加を促進します。

【年間の事業見込み】

事業	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
社会参加促進事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続

⑥ 障害児タイムケア事業

障害のある児童を日常的にケアしている家族の一時的な休息に重点をおいて、安全に預かることを優先して数時間お預かりする事を目的とした事業ですが、放課後等デイサービスの拡充等に伴い、平成30年度（2018年度）以降の利用者がいなかったことを踏まえ、令和2年度（2020年度）末で事業を廃止しました。

第7章 計画の推進体制の確立

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

(1) 庁内の体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

(2) 大阪府・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援等、本市だけでなく近隣市を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進するとともに、国や大阪府レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

(3) 社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保

障害福祉サービス等の実施にあたっては、今後の社会情勢や国・大阪府の施策の動向の変化、本市の財政状況等が重要な要素になることから、それらを踏まえながら施策の展開を図ります。また、障害福祉サービス等の充実を図るため、財源確保の方策、事務事業の創意工夫に努めると同時に、国・大阪府に対し、各種助成システムの充実等、財政支援について要望し、計画の推進を図ります。

2 地域連携の強化

(1) 地域自立支援推進会議との連携

障害福祉サービス等の充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、地域自立支援推進会議との連携を強化し、計画を推進します。

(2) 関係団体・市民との連携

本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、市民や民間企業・事業所等の理解や協力と障害のある人自身の積極的な参加が必要です。

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ふれあいネット雅び、ボランティア等による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築きます。

3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

本計画の実施状況は、定期的に「羽曳野市障害者施策推進審議会」に報告し、成果目標・活動指標等について検証を行うとともに、その結果を公表します。

また、地域自立支援推進会議においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。

これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

資料編

1 用語解説

あ 行

医療的ケア

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性が尊重され、障害のある人が自己の可能性を伸ばすとともに自由な社会参加ができるようにすることを目的として、障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組みのこと。障害のある人が教育制度から排除されることなく、生活する地域で初等中等教育を受けられることや、教育を受けるために必要な「合理的配慮」が提供されることが求められている。(障害者権利条約第 24 条)

NPO (NPO=Non Profit Organization)

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

か 行

基幹相談支援センター

地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関で、障害を持った方、またその家族のための総合相談窓口として、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。

共生社会

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会。

権利擁護

地域で安心して生活できるよう、不当な差別、虐待等から障害のある人個人の権利を守り、権利行使等に関する相談・援助を行うこと。

高次脳機能障害

高次脳機能（認知）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。この障害は日常生活や社会生活の場で色々な困難を引き起こしたり、外見上わかりにくいという特性から、周囲に理解されにくいということがある。

合理的配慮

障害のある人の人権が、障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。平成 28 年（2016 年）4 月の「障害者差別解消法」の施行により、地方公共団体等の行政機関においては義務化され、企業などの事業者には可能な限り合理的配慮を提供することが求められるようになった。

さ 行

差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限のこと。政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の人と平等に権利や自由を行使できないことや、行使することを妨げるものをいう。権利や自由を行使するために必要な合理的配慮を提供しないことも、差別に含まれる。（障害者権利条約第 2 条）。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。

就労支援コーディネーター

就労意欲がありながら就職が困難な人に対して、個別対応等により、雇用・就労への実現に向けて誘導していく人のこと。

手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の中で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。「手話通訳者」は大阪府が実施する手話通訳者養成研修を修了し、全国統一試験に合格した者、「手話奉仕員」は羽曳野市が実施する手話奉仕員養成研修を修了し、市が定める要件・方法により登録した者をいう。

障害者基本法

障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成 5 年（1993 年）施行。平成 23 年（2011 年）7 月に改正された。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害のある人への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などによる障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課している。平成 24 年（2012 年）10 月 1 日に施行。

障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律で、平成 28 年（2016 年）4 月に改正された。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日に施行。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に施行。

障害者相談員（ピアカウンセラー）

障害のある人、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、及びその人の更生のための必要な援助を行う民間の協力者。「ピアカウンセラー」は、障害を持つ当事者自身またはその家族、という立場で、同じような障害を持つ方や家族からの相談に応じたり寄り添ったりする人のこと。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労、または在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービス（役務）を調達する際、障害者就労施設等からの調達を推進するための法律で、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に施行。

小地域ネットワーク活動

一人暮らしの高齢者や、寝たきりあるいは認知症といった状況にある高齢者世帯、または障害のある人の世帯、子育て中の親子の暮らす世帯など、なんらかの生活課題を抱えた方々が、住み慣れたまちで、自立した生活を送ることができるよう、身近な地域のボランティアをはじめ、保健・医療・福祉関係機関が連携して支援する活動のこと。羽曳野市では、小地域（小学校区）を単位として、区長や民生委員などで組織する校区福祉委員会を中心に実施している。

ジョブコーチ

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

自立

一般的に理解されているような「人に頼らずに自分で自分のことをできる」という意味ではなく、「自分の生き方を自分で選択し、社会の一員として社会参加できること」を意味する言葉として用いられている。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。障害者医療費の公費負担について、以前は、身体障害のある人は「更生医療」、障害のある児童は「育成医療」、精神障害のある人は「精神通院医療」という分類をされて規定されていたが、障害者自立支援法の成立により、平成 18 年（2006 年）4 月から、これらを一元化した新しい制度「自立支援医療制度」に変更された。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障害）で、障害の程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に關与する疾患群。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。障害者手帳で唯一、有効期限（2 年）が定められている。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。成年後見は、後見・保佐・補助の 3 つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこと。

早期療育

「療育」とは、障害のある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障害のない状態で成長することが可能であるとされており、早期療育が効果的であると言われている。

相談支援事業所

日常生活上の支援を必要とする障害のある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う人。

た 行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害のある人の地域生活支援をさらに推進する点から、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供する仕組み。

地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」で、羽曳野市ではすべての市民が世代や背景を問わず安心して住みなれた場所で生活し続けられることを目的に、住民と行政、専門機関が協働し策定している。地域福祉計画を上位計画とし、整合を図りながら本計画や「羽曳野市高齢者いきいき計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画）」、「はびきのこども夢プラン（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画）」、「健康はびきの 21 計画（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画）」が策定されている。

地域包括ケアシステム

医療、介護を必要とする高齢者の地域生活を支援するための体制として始まったものであり、現在では高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制のこと。

特に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待される。

通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室。

特別支援学校

平成 19 年（2007 年）4 月より、盲学校、聾学校、養護学校は全て、障害の種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。

特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な 行

難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日の時点で、指定難病として「333 疾患」が指定されている。

日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害のある人、認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具

重度の障害のある人や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、聴覚障害のある人用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。

は 行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、平成22年（2010年）の障害者自立支援法の改正により、精神障害者の中に発達障害者が含まれると明記された。

バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー-Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

避難行動要支援者名簿

2013年（平成25年）6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）が策定・公表された。

羽曳野市においては、「羽曳野市避難行動要支援者支援制度」として施策を実施しており、避難行動要支援者名簿については「羽曳野市避難行動要支援者名簿」、そのうち本人が同意をし平常時から支援関係者に提供しているものを「羽曳野市避難行動要支援者台帳」（旧 羽曳野市災害時要援護者台帳）としている。

ふれあいネット雅び

地域の困りごとを抱えた方を地域で見守り、必要な支援に適切、迅速に結びつけるためのネットワークで、区長や民生委員などで組織する校区福祉委員会を母体として、羽曳野市社会福祉協議会や在宅介護支援センターをはじめとする地域の専門機関、行政の担当部署などが参加して取り組みを進めている。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」、「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」、「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックを作り、情報提供等を行う。

法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障害のある人の雇用の場を確保するため、労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の身体障害、知的障害、精神障害のある人を雇用する義務を事業主に課す制度。

「法定雇用率」

	平成 30 年（2018 年）4 月から 令和 3 年（2021 年）2 月末まで	令和 3 年（2021 年） 3 月 1 日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国及び地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

補装具

身体障害のある人が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）、装具、車椅子、義眼、補聴器などもこれにあたる。

ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま 行

民生委員児童委員

民生委員法（民生委員）、児童福祉法（児童委員）に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や 行

要約筆記

手話を使わない聴覚障害のある人（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター（OHP）等で伝える方法。

ら 行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション

障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。大阪府では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」（重度）、「B 1」（中度）、「B 2」（軽度）と表記している。療育手帳制度は、都道府県ごとに、判定基準等の運用方法を定めて実施されている。